

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国に持つ信頼をなくし、失墜を問題化し、
存在は報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

少しでも国への信頼や安心感に、適切な説明を心がけた。
また、この問題については、弊害の解消に、自分たちが、率先して取り組むべきなのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④ d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

特に存じ上げません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基本方針は現状のもので良いと考えます。
あとは記録対応要員を追加し、疑わしい記録等機械で対応できない案件の処理能力を高めることが必要と考えます。

単に要員追加しただけでは、未経験者が効率よく対応できるようになるには時間がかかり不効率であるため、経験者から未経験者へのノウハウ伝授や、未経験者が、制度に詳しい経験者と相談できる環境を整えることが必要と考えます。そのようなこともあり、追加要員にはなるべく資格記録関係の業務経験者(OB含む)を配属することが望ましいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に統合されていない資格記録が膨大にあり、年金受給に反映できていない。また、過去に遡って標準報酬月額を不正に訂正している等、あってはならないことが見過ごされてきたことが問題です。

前者は7年前、社会保険事務所の給付課にて年金裁定手続きの受付や審査をする際に、統合されていない資格記録が多くあることを認識しました。

後者は、5年前、社会保険事務所の適用課にて、資格記録調査業務をした際に、過去に遡って標準報酬月額を下げている事例があることは認識しましたが、不正によるものか分かりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

統合されていない資格記録については、年金請求や資格記録の調査依頼の際に、本人から職歴について充分に確認を取り、マイクロフィルムや紙台帳も使用し、できる限り詳細に調査しました。そのときに本人から確認した職歴以外に、本人のつもりではないかと思われる記録が見つかった場合は、可能な範囲でヒアリングをし、何歳頃、どのような職業をしていたか等當時を思い出せるようにいろいろ工夫をこらし、丁寧な対応を心がけました。

年金記録問題は、社会保険府自ら自発的な記録確認、統合作業や違法手続きと思われるような事例の調査や防止策を取らなかったことが反省点と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知、 ΣU とはなり、可能位として生じる ΣU はある以上
認識しなくては。 (事象から「 ΣU 」を抽出)
照会かたまたまは、情報源のみに依存するものであり、その
に依存するといふのは、先之は、費用面からの現象としての
考へにあるまいし、故に磁気化による最中であり、
 ΣU がその現象せよるを得ません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答は、ありません。

その時々々の判断は、正しかったものと考えています。

現時点の1院目と2院目、可成り悪と判断するものの、
姿勢、与党を合した政策の対応には、憤りを感じます。

例：5000万件の登録番号：現時点で、英会合可能のため、
マスコットの「杜撰な管理」という点については、8億以上の
記録で5000万件を登録するに管理、統合してまだ結果
であります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ④ c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

年金問題とは別だとは思いますが、社会保険事務庁の窓口で相談できる国民年金の記録も、新元号のほかに、出生年月日、教道等を用く短期間ですべておこなうというのは、将来的に新たな記録問題、なる可能性があり危険であると考えます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている年金特別便による調査は、短期間に行うことにより、業者委託による確認作業の中心となっており、真正の確認が行われている、過去の誤りを繰り返してはならないと不安がある。今後も年金定期便により、職員が継続して調査するべき。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

自分の勤務先を定めた人から、国民年金手帳を複数所持する人があることを想定していたが、公務員は年金手帳の結果があること、また現場は年金記録を正しく管理するという認識が低く、と考える。

平成6年から9年にかけて基礎年金番号の導入に伴ってあり、過去記録を整備する必要があったという認識はあり、

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去に誤りはないが、社会保険制度の趣旨の問題であるから、地方自治体には全員保険に加入するよう指示し、自ら率先して対応やフォローアップ対策を行った。

被保険者の過失により、行方不明になった記録は比較的容易に確認できるが、職員などの過失によるものは確認が困難なものが多く、社会保険職員のモラル向上と、質の向上が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省委託官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⑥ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金機構の設立が目前では遅いのが事実ですが、例えば年金記録問題を発生した当初時点で、もっと集中的に対応すればよかったのでは——例えば、社保庁の人間で、内局や関係団体に出向している人間を一時的に全廃、社保庁に戻り記録問題に集中して対応させること。年金機構の設立により現実的ではあるが事実上、来月以降も例えば厚生労働省に配属された職員でも人事異動により一時的でも記録問題に対応できなくなるのでは？ 但し、「最後の1人まで」というのは正直なところ無理だと思われる（配属されていく人、出向してこく人、極端な例、反逆者もいるかもしれない）。なので、何か1つの基準（目標点）をまず掲げたいと思います。

回答票④

Abstract

年金記録問題をどのような形

「白粉は「猛毒薬」と思ひ、
服した時暗がりに、上司が
服した問題でうか、

、積極的に健康復の
と戦かにむ、71子かた

どのように対応しようとしま
題についてどのような点が反

ては、社会保険
特約（たがふ）
りです。

親提5大とす子
 して記録整備部門に
 においても記録部門

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ④ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 不測強はし、
 人を増やす。ということではなく、事務処理方法を改善すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「問題」として認識したのは、平成18年度に於いて「免除問題」の
ことからです。「記録漏れ」はその後のこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題が当時、「年金受給者」のプロジェクトチームに任じられて、
当時はいまだ、「記録の検証」ということが検討され、
実施するということが決まっていなかった。

<反省点>

記録をオンライン化する際に、全員の記録をオンライン化できなかった。
今回の問題となってしまうのは避けられなかった。
「オンライン化」する事務処理が中途半端にならぬ、現行に全化する
記録問題となっているのは避けられなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④ d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金問題の解決方法としては、出向のいきなりひもがな状況ではわかりません。よって何卒決断もわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

論文問題 口頭発表の経験が十分にある。 発表の経験
内題を知らずに、出口で見たとき、222は1964年19年の春頃
に発表された。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対流に747は出向したとすね、結果はOKでOK
8927.

この問題の反省点 ① 過去の紙名帳をいもちのデマが
整備されていなかた点だと気づく。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 ④ d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未知の事象は公表せしめようと思われない。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳とオンライン記録の両方は必要と思う。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

H14.10 新規採用で年金給付結果に所属により、給付請求書の審査をする中で、お一人の方に何個もの番号が付番されていることを知った。

慎重に審査をしたとしても、必ずしもそれが正しいとは思うことがないし、名前やカナや生年月日が相違すると、記録で見つけられず、ないこともあるので、給付を控えていたという状況はあったと認識した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

出来事だけを慎重に事務処理を行うこと。

組織全体が問題と認識しはがらも、現場の事務処理が厳格で、大規模な対応は長年してこなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省委託官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・職員一丸となって、一日も早く正しい記録の整備をし「正しい記録で正しい年金を支払う」を確実にやり、少しでも信頼回復に努めます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 在籍していたのが、入庁してばかりの2、3年で覚えなければならぬことが多く、問題認識するまでに到らなかった。
- ・ そのため新聞等で報道されてから知り、事実であれば年金受給権や年金額に直接影響があることなので、非常に大きな問題になると思った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 社保庁以外の国体で勤務していたため直接の対応はできなかった。このため勤務に戻った時に即戦力になれるよう年金について自分なりに勉強していた。
- ・ 年金記録問題の一部が報道されてからも事実が転々転してなかなか真実が明らかにはならなかった。そのことが組織ぐるみで隠蔽している上には、年金制度や業務への不信へ繋がったと考えられる。そのためコンプライアンス教育や危機管理体制の構築が大切だと思った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

里村修也著「年金被害者を救えー消えた年金記録の解決策ー」(岩波書店)に記載されていることを実践すればよいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を知ったのは、マスコミで報道されてはじめて
知りました。(2007年)
業務執行上、入力ミス等年金記録の不備が発生すること
想定せずに制度立案・運営を行ったことによる問題。
又、それを国民へ正確なことを伝えることを怠ったこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

ご本人様から申出をいただいた年金期間調査にもとづいて、
マイクロスルム・紙台帳、類似事業所の台帳等を真摯に調査
対応いたしました。
国民が理解しやすい年金制度をつくらが、きちんと説明を国民に
対しておこなってきたこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ☒ 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今は通帳や現在年金が対象となっており、実際には
< 遺失した通帳をそのまま相対するため、最近の年金記録は被保険者
に通知後何年以内に対応申請しなければならぬと規定しているが、不変と
する期間を設定することが必要と思われる。そして、過去分につい
ても申立期限を定めて、それまでに申立ないものは確定とするとか
何らかの期限を区切って対応が必要と思われる。
また持ち主不明の年金記録は、特定困難なものも公示するとして、
国民年金の情報の取り扱いをいかにして不明なものも明らかにすることが
重要である。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が大きく報じられるようにした当時、平成18年ごろは、社保庁で管理している年金に記録減れや年金記録誤りはないと考えていたが、実際に年金収入証書による年金記録訂正が実在したり、特殊な振替による年金記録減れがオンラインで年金記録されていくことなどが現場からの報告を判ったときは、唖然とした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題が表面化したときには、庁内に立ち上げた年金記録審査チームのサテリダーに命じられて、何の証書も手元から中絶してどのように処理していくか苦慮することになった。収入証書による年金記録訂正はもの1件1件に係る金額も相当するにせよ、自分の意思では問題がとれに問題は真実の中核で担当立場に立っていた。

この問題の反省点と考えることは、年金の払出期間があまりにも長く、それを正確に年金記録していくために、情報通信技術も駆使するほどして時代で最新の管理方法を導入していたと思うが、届出、納付、進達、年金記録などの一連のプロセスで生じ得るエラーを被験者、事業主、市町村、そして社保庁の

三者で定期的な確認をしよう。ご協力、ありがとうございました。
 今後の対策としては、今日に至るまであり、その一方で長年の業務

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ☒ 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じていたら、具体的にご教示ください。

・関係府省が、年金記録の発生を、オンライン記録に反映させていない場合がある。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・紙記録とオンライン記録の照合が必要であるが、上記のような問題があることから、社会保険事務所に相談(記録照合)の窓口段階で、上記の事実が判明した場合、中立的な第三者記録訂正を行う旨の対応を検討する必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らたのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在していたことは、例えば、標準報酬月額等、記録を訂正したケースについては、年金記録修正者名簿を年金事務配属後(11/16)に知りました。それ以前は、認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録修正者名簿を年金事務配属後は、本体の記録や例えば標準報酬月額等、記録を訂正したケースについては、年金係長に記録を訂正するよう働きかけを行いました。また、疑問点については、社会保険事務所長にあって記録訂正を行う仕組みの構築に携わりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ☒ 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

ありません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・ 年金記録訂正を速くすると同時に第三者委員会での調査審議を徹底する。
- ・ ある一定時期以降について(例えば平成9年1月)の記録を正確でない
 ほとんど中立で与えておき、中立から具体的は資料(徴収記録)が
 無ければ訂正できないと宣言(取扱い方針)する。
- ・ 一方で、行政側としては、徴収記録をマイクロ化するなどして検索データベース
 を作成し、ホス保存することをルーチン化する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・年金決定時や基礎年金番号導入時には、被保険者へ告知(中世)していたことにより、決定や番号登録も行ってきている。被保険者側から来るべきは、年金決定や番号登録と併せて年金制度と併せていかなる問題があるのかと認識していた。中世主義は、決定です。
- ・名簿が被保険者からオンラインに収録されている。被保険者がより知らねえとて、額外に収録が修正されている例があることは、知っていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・現在、実施されていることですが、被保険者から記録を元にして申告した~~こと~~額外整備していく方法とか、そのほかにも、
- ・記録が被保険者に見えていって、点検問題も考えず、PCで記録した。これは是非、年金制度と一体、制度を導入して国民の目に見える方法を推進していくことが必要と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 ① 厚生労働省 ② その他の府省 ③ 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ⑥ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問①)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問②)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、関係各機関に年金記録の訂正を依頼しているが、その訂正が完了していない部分、個人が訂正を依頼している。

① 社会保険庁の年金記録の訂正を依頼している。

② ①の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

③ ②の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

④ ③の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑤ ④の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑥ ⑤の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑦ ⑥の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑧ ⑦の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑨ ⑧の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑩ ⑨の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑪ ⑩の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑫ ⑪の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑬ ⑫の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑭ ⑬の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑮ ⑭の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑯ ⑮の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑰ ⑯の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑱ ⑰の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑲ ⑲の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

⑳ ⑳の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉑ ㉑の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉒ ㉒の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉓ ㉓の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉔ ㉔の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉕ ㉕の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉖ ㉖の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉗ ㉗の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉘ ㉘の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉙ ㉙の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉚ ㉚の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉛ ㉛の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉜ ㉜の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉝ ㉝の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉞ ㉞の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㉟ ㉟の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊱ ㊱の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊲ ㊲の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊳ ㊳の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊴ ㊴の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊵ ㊵の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊶ ㊶の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊷ ㊷の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊸ ㊸の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊹ ㊹の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊺ ㊺の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊻ ㊻の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊼ ㊼の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊽ ㊽の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊾ ㊾の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

㊿ ㊿の訂正が完了しない部分、年金記録の訂正を依頼している。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らなかったのはいつ頃でしたか。

就職当初、旧年金記録の未記録問題は認識していません。初任給決定の際に左様な給与の記録を認め、在籍していた。未記録問題は、ある程度は認識していません。
1991年頃の問題については、給与未納の記録の存在を、初任給決定の際に、解決するよう認識していません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧年金記録の未記録問題については、給与未納の記録の存在を、初任給決定の際に、解決するよう認識していません。初任給決定の際に、給与未納の記録の存在を、初任給決定の際に、解決するよう認識していません。
初任給決定の際に、給与未納の記録の存在を、初任給決定の際に、解決するよう認識していません。初任給決定の際に、給与未納の記録の存在を、初任給決定の際に、解決するよう認識していません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍、現官職
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ☒ 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問1〉年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にご存じありません。

〈質問2〉現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合記録の解明を進め、統合できるようにしていく。
 年金記録訂正のやり方については、ある程度明確な基準を作成し、
 政策範囲の拡大をはかっていく。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

2〜3年前に、統合されている、過去記録が50000件あることがマスコミ等で報道されるようになり、初めて認識するようになりました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題について、出来るだけ統合するようにしていれば、そのような問題(記録の重複)は、それほど大きな問題にはならなかったと思います。

また、「消えた年金」で年金記録が消失しているケースは、必ずしも1人1号という方が、記録管理を著しく徹底していれば、ほとんどあることはなかったと思います。

それと同等的な要因としては、組織上の問題、例えば三層構造(厚生労働省、厚生労働省、地方厚生連)が、カバンスの低下で招いた点が挙げられると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍する
所属	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ☒ 2. その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現場の立場からは、まず指摘された問題点の二度と起きないために、危機感をもったレベルに取り組むことが大切ではないか、と思います。

指揮する立場(府省)からは、現場の抱えている状況や、細かい問題点について適切な対応を早急に行う方へに取り組むことが必要ではないか、と思います。

また、ただし、機構として、後には現場と本部との民間化して、今後2人以上にわたる構成となるため、改善が見込まれると思います。後には機構と本部との調整をスムーズにする必要があると思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を知らなかったのは、まず「年金記録問題」という言葉がマスコミで大きく取り上げられた時からです。当時、年金の関係(国民年金や年金給付内情)についての業務に関する直接の業務に携わっているわけではなかった。過去に、我々の組織で扱われてきた大きな問題で対応していた。次に、いよいよ消えた年金についての問題を知らなかったと思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

あれは大きな問題であり、一朝一夕に解決するものではない。出来ることとしては、現在の業務と直結するところには、記録問題についても対応する必要がある。その際には、ある程度の場には、2つ切りを元々対応するように心がけることも必要だ。そのような心構えで対応しようとした。また、現時点では、反省点として考えるのは、いよいよ前半を前提としたお役所体質を、反省点としてあらためてはならないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	社会保険庁以外の府省や関係団体等に在籍
所属	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。 1. 厚生労働省 ② その他の府省 3. 関係団体等
現官職	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府省審議官級以上 b. 本府省課長・室長・企画官級以上 ③ 本府省課長補佐・係長・主査級以上 d. その他

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成15年から 総報酬制が導入されたことにより、いかり賞与に系子
届出が必要になったが、当該届出を提出していない事業所が存在してい
ると思われる。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・ 今までは、おんきん定期便等の制度がなかったこともあり、自身の
年金記録を知り機会が 無い方も多かったのではないかと 思う。
多くの方は、会社まかせという状況にいた と思うので、今後そ
れが自身の記録をチェックする仕組みが必要ではないか。

・ 現在、後援省で勤務しているが、書類の保存期限が短いという
意見が多くある。現存、多くの書類は、2年保存であるが、
長期的な保管が必要であるように 思われる。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いりゆきという年金については、基礎年金番号制度への切り替え等の仕組み上、必然的に発生しうる問題であるということは、漠然と考えていた。
しかし、その数が500万件にものぼるということは、近年のマスコミ報道で知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 総務省という別省庁において、2年半ほど年金記録問題を取り扱ってきたが、その中で本人のものが可能性が高いと思わされた年金が見つかった場合は、社会保険事務所と確認及び検索を行うようながしてきた。
- ・ マスコミ報道にもおきように、1人に対し、複数の年金番号を払い出したことは、結局 現在の事務処理の混乱を招くことになったと思う。
- ・ また、ほぼ全ての手続きを会社が行っていたことから、本人への周知がなされていなかったのではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

7044

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

7044

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個々の問題につき 時間があかっても
確実に解決しない。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職中 認識していません。
数年前に問題の存在を知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の発生は紙台帳の整理に
とらわれていたため、いつ何時とも
正確な把握とチェックが必要が
あった。数量の問題については
ないと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. <u>社会保険事務所長</u>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

年金として、55歳は既にありすぎるので、
奥の隅に記入されているので、何となく、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧年金のコンピュータに入力するミスが原因と
思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金が少なくなるのを防ぐために、年金の
計算方法をよく調べ、年金の計算方法を
よく調べた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(解答) 私が土浦社会保険事務所に在籍していた当時、管轄していたY町(現在は市町村合併によりI市)であったことですが、国民年金への加入を幾度も脱退されていたにも関わらず町民の数人が「このような低額な年金の世話にはならない。」と加入を拒否し続けていたので、将来「年金を受給できなくても文句は言わない。」と云うような「確約書」を提出させていたことです。

この時は、このような書類を提出させても将来、何の効力もないので、無駄になるから止めるように指導しました。その後、私の異動もあり追跡していません。私は、現在でもY町の担当者の気持ちは分かります。また、感情論でしょうが、この時の国民年金加入拒否者は、年金記録問題にどう対処したか知りたいと云う衝動に駆られます。

法の執行に当たっては、性善説を執らなければならないことは分かりますが、全ての申し立てを認めると不公平となります。この当時でも、真面目に一生懸命に毎月保険料を納付していた多くの方達が居ましたから、「正直者に馬鹿を見せない」と思いが強いのです。

以上のように、国民皆年金に向け社会保険・市町村の職員は、創意・工夫を凝らして国民年金制度の普及に努力していました。現在、社会保険関係の職員は、令(注)ばよいとお考えですか。

(解答) 被保険者本人の記憶に頼らざるを得ないと思いますが、それは、社会保険庁業務センターの来訪相談係長時代でしたが、被保険者が自分自身の納付記録を承知していない方が多くいたことに驚愕していました。それが40年前のことですから、現在では、更に、状況は悪くなっていると思います。その中で年金記録調査ですから大変な業務だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(解答) 在籍していた時は、年金の裁定請求時に記録確認をすることとなっていました。私の父親も記録漏れがあって年金額の訂正依頼をしたので、年金記録確認は大変な業務になるだろうと思えました。私の父親の場合は、単純ミスで国民年金手帳に記録もあり、直に解決しましたが、年金額の訂正依頼は多く出るであろうと思いましたが、これ程酷くなっていたとは、思いませんでした。

この当時から、厚生年金であれば、厚生年金被保険者証を複数持っている方で生年月日・氏名が相違している方。あるいは会社勤務でも被保険者証の存在を知らない方。脱退一時金を受領していてカラ期間となっていることを知らない方。軍需工場に勤務した期間を知らない方。等が見受けられました。

国民年金であれば、旧々台帳・旧台帳・新台帳の統合処理をサン孔タイプライター処理で行っていたこともありますが、記録管理は、大変な業務であると言う認識はありました。

しかしながら、本庁一括管理となったので、安心感がありました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(解答) 年金制度は被用者年金制度に加入していない場合は、必ず国民年金に加入しなければならないこと。被用者年金・国民年金番号は各々ひとつであること。加入状況を国民年金手帳に記録しておくこと。等の周知徹底を図ることが必要と考えて、必ず年金手帳に記録をし、保管しておくよう指導しておりました。

反省点としては、国民年金の資格、納付関係処理を区市町村から社会保険事務所に移管したことにより、緻密な処理が出来なくなったことです。

最後に、基礎年金を、消費税・福祉税・年金税何でも良いですが、全額国庫負担で賄うべきと考えております。年金額は最低でも、月額10万円とすべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

数年間ですべての記録を完全に整理することは不可能と考える。
といえず、受給権者と優先的に処理すべきであろう。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

氏名、生年月日が異なり、同姓同名同一生年月日の者が多く認められた。
昭和40年代

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の整理も申し込んだところ、年金請求時点で
行うという社会保険庁担当者の回答があった。
紙台帳問題、コンピュータ入力問題から整理には
多くの費用と日数がかかるものを認識した。それ
とあえて実施することは、当時はできなかった
のかもしれない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

知りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが存続していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らなかったのはいつ頃でしたか。

事務上のAUI計画時に在籍している時に、年金記録問題が年金計画に多少かかわっているという認識はあった。また、昭和47年頃に、「三制度(厚生、船員、国年)の年金を一元化して国民年金と基礎年金を一元化)と社会保険料として打ち出したが、(年金ハイレート)と社会保険料として打ち出したことが、今の年金制度の大きな問題の一つであるという認識はあった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和9年1月に基礎年金払出後の、年金払出が不足していたのではあるかと思っています。具体的には、基礎年金の調査方法を、年次を定めて正確な調査方法をとりこぎ実施して、今回の「わんぱく制保方式」により照会する法を実施している方が良かったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問3

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

(別紙)

「志望動機」

平成21年9月1日からご縁がありまして、幕張社会保険事務所に謝金職員として勤めさせていただいております。当初は、通勤に片道約2時間かかることもありまして、お約束どおり12月末までの気持ちでありました。その気持ちが一変しましたのは、事務所の一員として席に着いてみて、毎日毎日の職員一人一が一生懸命にそして、真摯に取り組んでいる「姿」をみたことであります。昼休みにもお客様の対応で、お客様が大声を張り上げてもじっと耐えて丁寧に接している姿をみて涙しました。昼休みはほとんどとれない状態にあり、また、夜も遅くまでの残業が続いているので、健康を害さないかととても心配であります。約2か月間、戦争状態ともいえる現場を毎日毎日の当たり前にして、引き続いて年金機構においても、お手伝いできたらの強い気持ちに変わったのであります。

わたくしに与えてくださった役割であります。未適用事業所に対する適用の促進のことと、年金受給者における特別便の個別回答(手紙文案の作成が中心)処理であります。ほんのいったんではあります。2か月間担わせていただきまして、約200通超の案文(現時点での通超)を手がけさせていただきました。案文作成の心構えとしまして、お

お客様の視点でわかりやすいことばで、いかにご理解をいただくかに
腐心をいたしました。とくに、不信を抱いての申し立てに対しては、
誠実さがにじむことに心がけました。上司のお許しが得られました
ら案文の例をみていただけましたら、わたくしの思いをお受け止め
いただけます。

年末まであと2か月間、一件でも多くの案文を一生懸命に作成いた
したいと思っております。

どうぞ、わたくしの気持ち・思いをお受け止めいただきまして、
平成22年1月以降におきましても、役割を与えてくださいますよ
うお願い申し上げます。

(以 上)

< 案文作成例 >

ねんきん特別便にご回答いただいた皆様へ

この度は、年金加入記録回答票をご提出いただき、ありがとうございます。
ございます。

はじめに、ご回答が大変遅くなりましたことにつきまして、深く
お詫び申し上げます。

さて、お申し出いただきました照会の内容につきましては、下記
のとおりとなっております。

記

【あなた様のお申し出のことについて】

あなた様の申し出の「①として、平成13年7月13日付けの
厚生年金支給額変更通知書における支給停止額221,460円
の意味がわからない。②として、自分が受けている遺族年金は、
夫が30年掛けての年金額である。最近の遺族年金は、30年掛
けなくとも年金額が多いのはなぜか。③として、過日のお知らせ
の中の「社団法人[REDACTED]」という会社は、ないとい
われた。」とのことにつきまして、ご回答・ご説明をさせていた
だきます。

～あなた様からのお申し出のことにつきまして、再度詳細に調
査・確認いたしました。まず、①のことですが、平成12年4月
に法律改正がありまして、あなた様は、平成12年4月におい
てすでに、特別支給の老齢厚生年金1,107,300円を受給し
ておられました。当時は、お勤めになっておられまして（平成
13年1月30日まで）、お給料を92,000円（標準報酬月額）

程受けておられましたので、厚生年金の仕組みとして、在職老齢年金に該当いたしました。

在職老齢年金につきましては、お勤めになって、お給料を受けておられますと、お給料の額と年金月額とによって、年金を支給停止（全額又は一部の支給停止）することとなっております。あなた様の場合は、次の基準（算式）によりまして、支給停止となったのであります。在職老齢年金の仕組みにつきましては、厚生年金制度が保険方式をとっておりまして、この保険方式を基本に、高齢期のお勤めしていない方との公平性という観点からの基準となっているのであります。

* 〔標準報酬月額＋年金月額（年金額の十二分の一）〕 ≤ 22万円

$92,000\text{円} + 92,275\text{円} = 184,275\text{円} < 22\text{万円}$

* 〔支給停止額＝老齢厚生年金額×0.2〕

$221,460\text{円} = 1,107,300\text{円} \times 0.2$

次に、②のことですが、遺族厚生年金には、あなた様のご主人様のように300月を超えている場合の要件（長期要件該当者という。）に該当する方と300月に満たない場合の要件（短期要件該当者という。）に該当する方との二つがあります。あなた様のお申し出のことは、短期要件該当者の方の事例のことと受け止めました。この短期要件該当者の場合は、遺族厚生年金の仕組みとして、年金額の全体を300月分に増額するという措置が平成12年の法律改正でとられたのであります。

さらに、③のお申し出のことですが、社団法人[REDACTED]（〒105-0011東京都港区芝公園[REDACTED]）は、事実記録としてありましたので、ご安心ください。

どうぞ、ご理解くださいますようお願いいたします。

〒262-8501	千葉市花見川区幕張本郷1-4-20
幕張社会保険事務所	電話：043-212-8621

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ⑥本庁課長・室長・企画官級以上 o. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません

平成18年7月 脳梗塞発症。
 左脳に重度障害が残った為
 確たる記憶がありません。
 (家族代筆)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上。

02356

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

同上

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ③ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に実施されていると思いますが本人の申立てで職歴とコンピュータで管理している記録と交合して不一致の記録は管轄する社会保険事務所で管理している名簿により確認する。国民年金記録の場合は社会保険事務所のほか市町村で管理している名簿により確認する。あくまでも本人の申立てで記録により調査することが基本だと考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には認識しておりません。退職後基礎年金番号制が導入された後に問題となつたと認識しております。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録がかなりある問題について私見を述べさせていたと思います。年金制度は当初、現行のように世間の関心の深いものではなく、ようやく昭和50年代になって関心を持られるようになったと記憶しています。当時被保険者になった人達も関心が低かったため、自己責任によって行うべきこと(手帳記号番号の管理、適正令届出)とおろそかにしていた傾向がありました。したがって、既存の番号を持っているにもかかわらず新規職場を変わる都度新規の番号の振出しを受けたり、採用条件の関係で年金を詐称して届出したりする事例が多くありました。このことが被保険者総数に比して膨大な記録数となり、また記録統合も困難にさせている大きな原因と考えます。当時行政としては広報活動や事業所指導により上記のような事例の発生防止に努めたが十分徹底されなかったといえず、今となっては反省点として挙げられることと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. <u>本庁課長</u>・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくになし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでに実施されている諸対策とりわけ、ねんきん定期便、ねんきん特別便を、确实・会入りに実施し、その結果をデータベースに反映していけばよいと考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人の詳細な履歴が一生にわたって記録され、活用される仕組みの下では、さらに、当該個人の意思、所属する企業などの意思、さらにみえてきえは行政の意思すらも入り込む余地があり、例外的な「あいまいさ」が存在し得ることは、やむをえないことだと認識しておりました。

また、転記ミスのような単純な誤りか避けがたい人為的ミスなどはコンピュータの導入によって大幅に減らすことができるのではと認識しておりました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の窓口で、①顧客の要す、②年金手帳の作成・交付、③業務センターの年金支払の記録収納および即時に必要である社会保険労務システムの構築導入に努めました。導入当初は、最も近かった行政情報システムのつとめて当時の行政官の意を汲み取りました。しかしながら、個人記録に本質的な「あいまいさ」が残り、不整合の記録、誤った記録、漏れた記録が発生する可能性があります。これを修正するにはどうしても「本人による確認」が必要となります。予算上の制約もあり、これへの注力か不足気味だったと反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	社会保険庁本部
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ? 事務課長 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⑤ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

医療機関、自治体、あるいは水商売関係などでは法人名(登記名)と通称名を混同している場合も多く、一般人は、営業名を含む法人名を知らないと思います。

国を利するようなシステムの変更ソフトなどは、役に立たないと思います。

世帯主の肩書により名称変更、所在地変更をいかに、それにより、システム上のようなものが必要かもしれません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正直申し上げて問題意識はありませんでした。
 年金に問題があるのか、たのは新聞等で問題があると
 して、即ち、退散したんです。
 は、そう申し上げて割から分かった。あるいは分かった
 と言ったか、正直なところでは、それでは世間は割から分
 でしょうか。

④
 おかしい
 でした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

知らなかった。或いは問題意識を持てなかった。(視野が狭
 かったと言わねるかも知れません)。とか問題だった。と言われ
 るは、それはでですか。それぞれの事情(適当、年金の制度等)を
 担当していたとは、精一杯していたつもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ☒ e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金請求時には、今迄の加入期間と真鍮入りの加入期間と調べ記入すると思はれる。その際入力されている期間と相違するものがあれば、未統合の記録等と照合し、解決していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金の普及が主であり、この問題を知ったのは退職後である。
年金記録は、処理数が膨大であり、これを処理するため電子計算機を用いて迅速、確実処理すべきと思った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現役当時は、電算機による処理も本来おろす。また、老令年金の後給件数も少なかつたので、このような問題が起るとは思っていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 事業主の保険料滞納を是れを及して、事業所や世帯を提出してくる事例がある。従業員は保険料納付していた期間と差違を生じている。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 算定基礎届に記載されている記録を参考にする。
2. レセプトの記録には事業所記号がある。あとの参考になる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかるかもしれないが、地道に着実に..

【225】

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識しておりませんでした。気配りありません。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 d. *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 e. 地方社会保険事務局次長又は課長 f. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

年金記録問題に入ってから、世間一般に知られていない問題がいろいろありますが、昭和30年代の若手世代の年金記録問題が、新規適用する場合、いつまで継続するか、現地で苦慮してしまっている。特に小規模事業所の場合、1. 法律上適用事業所に該当する時異動で継続するか(その後退職した者は、抱えられぬ) 2. 保険料徴収税の時効が消滅していない時異動まで継続するか(2年間の退職者は抱えられぬ) 3. 他の取組を考慮か

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申請はあっても、早急的な解決策として提示できるものはありません。わが国は、手続が厳格な場合には、記録が受給者の申立書の内容に非合理的なものであれば、最終的には、それにより得られないという、記録関係をつくらずにか。

募集期

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、年金の支払いが滞り、年金の受給が滞るという問題と認識していました。また、年金記録問題が存在することを知ったのは、年金の支払いが滞り、年金の受給が滞るという問題と認識していました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、年金の支払いが滞り、年金の受給が滞るという問題と認識していました。また、年金記録問題が存在することを知ったのは、年金の支払いが滞り、年金の受給が滞るという問題と認識していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

～年金記録問題～

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

～年金記録問題～

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録なし

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

何故現時点でこのようなアンケートが実施されるのか、理解に苦しむ。
記録問題の定義は ~~はっきり~~ 明確ではないと思われる。
現在、従来の調査結果として、省及び市は、何をどの部把握に
おられるのか、前提条件が明確でない。

分限回避へ最大限の努力をお願いいたします。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「教示ください」とは？
組織の一員だった者としてはその歴史、恒常的に問題点を
提起し、解決に努力してきたつもりでおります。
組織の中に、問題点の蓄積は当然としてあるはずで、
むしろ、何と問題点とすべきかの意識が欠如しているのではないかと
考えます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は、一時的に解決できる問題ではありません。
年金、皆保険の中にある、それぞれの制度に携わる行政同仁
が、あるいは国民の一人一人が、理解し、情報と共有し、行
は、解決は、永遠にできるものと思いません。
従来の不確実な記録を解決して、新しい不確実な記録が生ま
れます。
政府として、新しい考え方を示さない限り、困難だと考えます。
国民への制度周知を徹底し、時間をかけて解決しなければ
新しい不公平が生まれると考えます。
昔の制度、昔の状況を知らぬものが、いなくばるのは残念です。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題とばかり、将来への管理や、将来への不安と認識
たのは、50年代以降だと思いき
それ以前記録と個人に管理することが主で、年金は定時に
全記録をつけるという意識があったと思いき

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人に対して、この問題は対応し難いのが問題で、今は
並に社会保険者、ビジネスと同等の待遇、福利厚生を
個人におしつけるものではない
組織としても、今後の不安を払拭するためには「基礎年金番号」を
導入し、IS/フロン」を掲げたと認識しています。
マイナンバーの記録を定額下読み取りの表列をつけてのもの
一環です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	○退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ③ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

Empty box for answer to Question 1

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

Empty box for answer to Question 2

印刷済

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(国民の生活のために [REDACTED] に
詳述するよう報告おいた。)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度及び事務の合理化・簡素化
に尽きると思う。(同上)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は通商産業省で勤務していた
と記憶しているが、対象が、事務上の
漏れにちなみして、利便性の事務処理
の簡素化が、必要と見えていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方の保険の年金事務を
国民健康保険指導管理課に就任
したため、国民年金の事務に
就任した。

国民皆保険については、伊藤委員長
が、国民年金と共に、連年、連夜
の努力で国民健康保険法の改正に
従事し、国民皆保険の実現をみた。

ご協力、ありがとうございました。

答
謝

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ③ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、マスコミ報道によると、社会保険庁のミス、不備等の感がある。

年金記録や健保記録については、事業主の届出義務があるのに、一方的に社会保険庁が悪者に化けている。

昔、算定調査時には、適用もれ、標準報酬の虚偽での届出等、事業主の意識的の届出れ等がみられた。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マイクロフィルム、旧台帳等の古い記録も相当あると思われます。政府は、2～3年で年金記録問題の解決を図る予定ですか。

記録追合等、多大な労力を要する必要があります。

よって、長期戦にわたり、府OB、ボランティア等をつかって、解決を図らねばならないと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、事故リスト等で知っていました。この年金記録問題が生じている事は認識していませんでした。

この年金記録問題については、退職後マスコミ報道により知る事となりました。あおにも多い件数に驚いています。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

受給者、被保険者への記録照会(加入記録)がなされていなかったり、問題点としてあげられますが、当時は労力、予算等から無理だった感があります。

「ねんきん定期便」ももっと早めに対象として取り入れておけば良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録についてこれまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

保険料を納付した旨の本人の申告と保険料の納付記録が一致しないケースがあることを知ったのは、昭和42年ごろである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

【質問②】

【回答票②】

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

【質問③】

【回答票③】

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

受給権者一人一人の記録は、大変複雑であり、
相手を照会がかかります。
現政権にならう、すぐにお解決できるとおっしゃる
かもしれませんが……
もっと多くのお金と人財をかけて取り組む必要があると
思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らたのはいつ頃でしたか。

○届出がとれていないため、不備な記録があるとは聞いたことがありますが、請求時に調査して支給してもらおうと思っ
いた。法的にも届出が原則とされている。
○業務セクターに配属されてから。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

方針に従って、組織の一員として、事務処理に対応してまいりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するのを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の発生は、昭和46年(正確なところは不明)当時、昭和46年12月1日時点に於いて現存している者についてコンピュータで記録したと認識しております。その後、再取得した者、記録照会等により同一人と判定された者について、その記録がコンピュータで記録されていると認識しております。年金記録問題の発生は、法律上の請求権と関係があり、省庁内に本人の職を記入する必要があるため、決定請求時に記録照会する必要があると認識しております。(その後の対応は不明)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の問題意識はありましたが、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ☒ d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

年金記録の問題についての認識は何かありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題となっている年金記録数や対象者数、膨大な今後調査や事務処理に長期間要することや年金後給者の中は高齢者がいることを考えると、会社倒産や給与明細等がない場合は本人の申告に不自然さを感じれば割り切った認定することも必要ではないかと考える。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・在籍当時は、年金記録問題は表面化しておらず、特に認識はなかったことで記憶している。私自身も年金に悩まなかった。
- ・問題の存在は新聞、テレビ等で報道されるようになった頃です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・年金記録問題も知らなかったため、対応していません。
- ・年金記録問題の事象からみれば、①膨大な業務量で日頃の事務処理に追われていたこと②収入年一辺倒の傾向(老後に年金に依存する者が多く)があり、記録の未記録や記録のズレが将来の年金給付に及ぼすという認識が全体的に欠けていたことが挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていることはありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

年金特別便の作業を社保にて従事しています。

記録が判明している者は、就労時に氏名、生年月日を詐称した者、就労した事業所を記憶していなかった者及び数ヶ月しか就労していなかった者である。

千件以上の年金特別便を処理したが、「失われた記録」(故意に記録を抹消又は変更した記録)と言われるような事例を扱ったことはない。

記録は有るのだ(記録は残っている)。就労時に氏名、生年月日を詐称していなかったか、転職したとき次の事業所との間に数ヶ月から数年の空白期間があれば、就労したであろう事業所を思い出して、それらのことを申請するよう広報すべきと考える。

「失われた記録」は無かったとは言わないが、この言葉がある意図を持って使われ、国民の年金に対する不安感をあおり、行政の信頼を失わせたのが真実ではないのか。

記録は有るのだ、不安をあおるのでなく個々人の記憶を呼び戻すため時間をかけた広報と作業をすべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1、国民年金の収納状況を台帳へ消し込みする単純作業をコンピュータ組織を活用したシステムにする。
- 2、国民年金の収納は、即年金記録に結びつく、したがって年金事務を行なう職員の意識の問題でもある。国民年金の保険料の収納確保は、特に市町村首長の年金に対する意識が大きなウェートをもっている。首長の意向で年金に配置される職員の戦力により国民年金行政に大きな差が生じることがある。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 1、オンラインシステムの構築に携わった。
- 2、首長等への面談を積極的に行なった。
また、交付金の単価が実情に合うように工夫すべきと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⑥ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ⑦ 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞やテレビ等で報導されている事故や事件のこと以外のことについては、私は知らない。
所長、課長(局長)在任中においても、不正事件等についての事故対応と具体的に経験した記憶はない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの記録については、可能な限り、1件1件照合確認がよい。
今後については、最初の適用時に多少面倒でも、正確なデータをとれ、
全件調査確認を行うこと。②保険料未収については、現金と振込手
続きは異なる方法を講じる。③適用後の処理も、保険料未収
の経過については、標準報酬も含めて、事業主などに知らせず、被保
険者にも、個人別に、1回だけ通知し、確認をとること。④データ
入力、変更には、入力者の記録を残すようにし、責任の所在を明確に
しておくこと。
これらの体制を執ることは、多くの労力と多くの費用を必要とするこ
とになると思うが、これらのことを行わなければ、これまでのこの弊に
は改善されない。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金と厚生年金の統合作業については、私にすぐに関与していたのではない。詳細については全く不明で、あくまで厚生年金の記録管理については、昭和59年から数年間担当した。全員の社会保険番号を(現社会保険庁事務所)から集められた紙台帳と保管管理し、地方年金課に必要の台帳の記録を照会に応じて回答していた。

(しかし、その台帳は戦災で出稼先を焼失して、記録が全くないもの、10人程度の氏名を憶えているもの、故意に虚偽の氏名を偽っているもの、氏名の読みがわからぬカタカナになっているもの、戦後の混乱期に適当に作成されたもの等も多く、取扱は大変苦しい毎日へとサービス残業しはかどが対応した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員は、この記録が将来年金と決定する場合の計算の基礎となる重要な記録であることは誰の目にも明らかであり、本格的に老齢年金の受給者が発生する前には整備としておこなうべきだと考えていた。しかし、旧台帳整備作業は、その後、続く年金制度の一元化や、年金の引き上げの波に押され、主として、業務の人員削減や、財政年度予算のせいで、シロクン更にはマウスシロクンと続く中、放置されてきたものである。社会保険庁職員だけが責任を負うには、それだけでは足りず、国や地方自治体の関係機関、国民健康保険や国民年金の受給者、保険料負担と軽減する方々に適応する優遇、虚偽の報告をする事業主にも責任があり、主として、国民年金の受給者、事業主の目と向き、国民の生活と密着した地味な作業に目と向き、かつ、代わって国民の受給者も責任を感じ、大いに反省すべきであると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1) 倒産した会社(中小企業)に勤務した被保険者が、当該期間について当時の給与明細書を持参して、年金記録の訂正を求めても、該会社が厚生年金保険料を支払っていないケースが多く、加えて厚生年金保険料を半額しか支払っているケースもある。要は給与明細書を信用しては行けない。

2) 昭和34年以前に会社を退職した第一種被保険者及び昭和37年以前に会社を退職した第二種被保険者の194人と脱退一時金を支払っているが、その該期間の年金記録の訂正の要求がなければ年金を支払わない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昭和37年以前の被保険者について、脱退一時金支給の有無の調査。

2000年12月1日

[illegible][illegible]

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⑥ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 標準報酬の改ざんは、社会保険庁が一方的に悪く言われているが、資金繰りが悪い事業主から頼まれて行ったものが多いと聞いています
- 資格記録の事故リスト補正をきちんと行っていない。(特に労組系職員)
- 脱退一時金を被保険者本人が同意していないのに事業主が勝手に申請し退職金を少しでも多く見せかけるのに利用されたケースが多くあると思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 地道に記録を補正すべき。(財源は損害賠償金を当てる(労組や元幹部(537～563頃の保険・年金課長、事務所長、本庁の課長補佐以上)から取る。))
- 腐ったリンゴ(ダメ職員(休まず、遅れず、偽らず)、労組職員)を除く。
- 割り切りが必要(100%補正は不可能(既に死亡、事業所消滅、等))

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らなかったのはいつ頃でしたか。

- 業務処理の中で補正方法も有るので、深刻かつ膨大とは思わなかった。
- 資格記録の事故補正リストの処理（S40年代後半）を行っている時に存在を知ったが、これ程とは思っていなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 資格記録の事故補正リストをきちんと行っていれば良いと思っていた。
- 人事面で問題有り。
 - ① 業務系職員の者は日が当たらない。(夢破れて、辞めたり故郷の社会保険事務所に帰った者がかなりいる、その反動で労組に入ったり、労組の闘士になった者も居る)
 - ② 予算系職員、人事系職員、の者は日が当たる。(将来も担保される)

本来は業務有っての社会保険庁なのに、業務に直接関係の無い予算系職員、人事系職員（経験者も含む）ばかりが重用されていた。

また、県人会繋がり、スポーツ繋がり、少し前の同じ職場繋がり、の人事が横行していた。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前から年金問題意識はあったと思います。
 したがって、年金支給請求の際に本人が記載した履歴に間違い
 があるのではないか、記録院が期間が短くか長くなるように
 記録しているのではないか、と気づきました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度上にも(人)番号化(年金記録カード)の申請と記録
 があること、記録院が記録を管理していること、
 などが原因ではないかと考えました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような対策をとればよいとお考えですか。

① 受給年齢に近い者の記録整備のための処理作業を地道に行っていくことと考える。(人的、機械的処理)

② 今後の内閣として申請主義を前提とした制度下で、中小企業の事業主の義務についても、いかに資金給付にかかると「各種履歴書」が正しく申請されるかの点で早く解決する必要がある。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 電算システムにおけるプログラム改変で処理結果の誤り機能をするに行っていたができていなかった点と想います。
- ・ 平成13年に理定の問題と知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ この際、電算システム全体の状況を確認すること、問題の発生を洗い出すこと、どこを修正するかと相談した。か、実現できなかったことは反省点に思う。
- ・ 法改正作業のスケジュールと現場の大量のシステム改変の法改正作業が合わなかった。で法改正が効率的な重なり、実施が行われてきた点か問題の反省点と想います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 ② 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録に関する業務の経験が無いため特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の保存状況の実態などに通じていないので、具体的には特にありませんが、社会保険庁のHPを拝見すると、実にさまざまな方策を講じておられるので、当面は「ねんきん特別便」などの対策を充実させることと思われます。

特に「ねんきん定期便」や、手続きが煩雑ですがインターネットによる「記録照会」は、現役の被保険者には有効でしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、会議などで「年金記録問題」などが話題になったことは一切なかったので、驚いています。したがって、報じられるまでは全く知りませんでした。

過去に、問題意識を持たれた部署が解決のための予算などを要求したが、認められなかった、としたら残念なことです。オンラインの充実化のための予算などが優先したのでしょうか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(前段について)

・ 前述の経緯から問題意識が無かったのでお答えできません

(後段について)

・ 記録の問題は国共済や地共済など他制度も同様と思われますが、他制度の現状はどうなのでしょう。厚生(国民)年金のような問題がないとすると、どこが異なるのでしょうか。

いずれにしても現職の皆様のご努力に厚く御礼を申し上げます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題により迷惑している人が
ペナールがある

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は不明であった。
退任後、報道等を知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去の誤り背景(世の中の環境)と事業主に対する教育...
おこなった事について考える

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ○ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 97年～98年の年金記録は、氏名と変更あり、生年月日と変更あり事業主に届けていたケースがある(特に戦後、経済成長期)。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 今後の施策に資するため、5年ごとの記録と確定してゆく仕組みの検討が必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

。質問1で示した通り、行政サービス確認には限界があると考えていた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

。要算組織の変更や当所におけるコンピュータ能力の問題があった
と思われ、「記録の統合処理」も、徹底しておくことが必要だったからではない
(昭和30年代後半～昭和40年代)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度末では各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに公表されている事例以外については、知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、①過去記録と②将来記録の問題がありますが、②将来記録については一定期間ごと(1年単位ごとに前々年度分を)に被保険者本人に直接記録の内容を通知し、確認を取ることが必要と考えられます。特に国年については、多額な保険料納付方法が行なわれていることから、納付状況の確認が必要と考えられます。

①過去記録については、被保険者本人の申告がなければ解決しなれど大部分ですが、保険媒体への収録時の入力誤りや入力漏れもあることから、實用知効果の面もありそうです。紙台帳の再入力と再実台も一つの方法であると考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、記録の紛失や不整合により、被保険者の本来の加入状況や納付状況と収金されている記録が異なる状況にあるものか存在するものとですが、この原因としては、
 (1) 記録の収金媒体等への収金時の入力誤りや入力漏れ、
 (2) 不整合のな事務処理による結果的な記録の改ざん、
 (3) 被保険者の改ざりによる生年月日や氏名の不整合、
 (4) 事業主等による届出の誤りによるものと理解しておりました。

これらの問題は在任時期より相当以前よりその存在を予知しており、記録管理担当部署が過去において、その解決に向け検討したものの、予算上の問題や業務の優先順序の問題によりそのままとなり、結果的に放置されたままとなつて閉ざったところがありました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在任当時は収収率向上が制度の最重要課題として上記の問題意識はあったものの、それらに対する余裕はありませんでした。

なお、同年の納付状況の本人通知については、必要であるとの認識はありましたが、上申を考えたか、費用が多数額となり、実現困難と判断して行いませんでした。また、県独自に行うことについて、業務の優先順序を考えると困難であると考慮していました。

これは、当時としては上申しても取り上げられることは見込まれていたので、中々入ることをあきらめておりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている記録の確認作業については、新聞情報等でしか承知していないので詳細はわかりませんが、長期間の大量の記録に対する確認作業には莫大な費用と人員と時間がかかると感じます。年金受給者である私にも記録の確認通知を受け回答したことが、同様に現存の被保険者に対する記録の確認をすることも必要ではないでしょうか。残ったものの程んどの記録は死亡者のものとみなしてもよいのではないのでしょうか。今後の事務処理で一番大事なことは、記録の統合でアンマツケのものは直ちに調査を行い早期解決を図るべきだと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

神奈川県国民年金課に在籍中
年金記録問題のオンライン化の問題
がありました。
正確な年金記録を社会保険庁へ
進達することに努める準備をして
いたと思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳はオンライン化の完了するまでは、
破棄すべきではないと考へ、マイクロフィルム
に収録し保存する方向で社会保険庁へ
100万円の予算要求を行うように検討
した記憶はありますが、その後のことは
退任したため分かりません。

ご協力、ありがとうございました。

も 答 案

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

も 答 案

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の場合、事業主が故意に加入手続を怠ったり、保険料を未納とするケースもあったと思われるので、事業主の責任を明確にして、厳格な措置を講ずる必要がある。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録は、長期間管理が難しくなってきたこと、記録の
管理方法も、記録方式、在帳方式、分散管理方式等、時代の
進化と共に変遷し、また、社会経済の好転不転、雇用形態
の変化、さらには年金受給者の年金に対する意識の変化に
伴い、以前の年金記録は、今の時点を見ても存在し得るもの
と思う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

記録の整合性等、記録の統一については、中央線の
社会保険事務所に照会し、整備に努めた。
国民年金が自らの年金データを管理しよう、常に徹底
しておく必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 ② 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録業務に携わっているにもかかわらず、
のび、どんな問題が本当にあるのか、わかりません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職に長い期間を要しています。現任の業務の仕
組みなど、わかりませんので、方策は思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回、肉題になって、はじめて知りました。

しかし、社会保険の業務処理等に携わっている職員
員の1人として、責任を感じております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

肉題処理に少しばかりお役に立てればと思い、今年8
月まで、ねんきん特別便の回答書の整理作業の手
伝に当たっていました。

その原因は、種々あります。一つあげるとすれば、
年金裁定の請求のときに、~~年金の記録~~^{年金}を統合整理
すればよいと考え、特別な取組を始めていたこと
による。(実施上はとも人員や経費の確保は、
大変難しかったでしょう)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金受給時に通じて
 直接年金等に携っていたりして
 知らない人。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、年金にのぼることはわかって

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 ☒ d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政府、社保庁あわせて取り組んでいることを続けていく以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金業務に直接関した期間が短かったこともあり、
これほど根深い問題とみる認識はなかった。
庁内他部署、関係団体等向々に問題の存在を
知った程度。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁内他部署において、コールセンター等の支援業務にあたる
程度の関与しかしてきなかった。
この問題については、実はさまざまな反省点がある
と思う。特に感じるのは、労組側の長年におよぶ
抵抗姿勢にあるのでは、ということ。
国民の目線でなく、職員のためだけに立っているところ
があると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ③ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和40年代の前半に国民年金の記録の回替時に、磁テープを間違えて記録の磁テープへのコンバート時に正確に行われたかどうかの検証が十分であったかどうか。

2. 秋多帳のマイクロ化時に委託業者からの納品物の検証はどうか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し訳ありませんが智慧がありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今の様子は年金記録問題を聞くことになったのは返答後のこと
です。
返答に該当するかどうか分かりませんが自分の経験と記します。
私自身は昭和48年から国民年金に任意加入し毎月前納をして
いました。
業務センターのほうでも昭和48年度が未納になっているこ
とと知りました。幸い、私は全部領収書を保管してありましたが記録
修正を受けることができませんでした。
昭和48年度は玉手箱で前納をし、8月以降は玉手箱に転居して
未納となっていた理由は二つ考えられると思います
1. 市から社会保険事務所への通年あり
2. 社会保険事務所での収保あり

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合は、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
形式的な印紙納付方式と納付者の確認方法の不備

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・承知している

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

・社会保障カードなどIT化の推進(人紙に介さない)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・申請した裁定請求書の取付と記録が一致しない
→ 記録漏れ
- ・年金の審査会の案件に度々あると思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・事業主との信頼関係による届出、年一回の算定基礎となる調査、調査活動では、
(限定的な範囲で)
- 限界があると思います。
- ・給報酬制にするなど、時代に応じた制度の見直しが必要だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ☒ 平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に諸々の方針・対策が進められています。
これから徹底していくべきものと考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

従前から、年金記録が金で完全とは思っていたが、
せいじなが、事象として島根県に及ぶという
年金記録問題については、2007年2月来の
新聞報道により知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録への取り組みは、制度的に不十分で
あったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

皆個人の要知を(何)方策をとるべきか、
 いると思う。
 個人的には、公表をしよう
 方策は、ありません。

※※※※

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、年金記録問題は、あまり知らなかった。存在を知ったのは、新聞報道等を見てからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3と同様である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. <u>地方社会保険事務局長</u> *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昨秋から先せん。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧帳簿(紙)の記録は、年金の論理的な総括を促進し、記録整備の促進を図るため、年金記録の正誤を明確に示すことが必要。

回答票④

[illegible]

とき、年金記録問題をどのような問

[illegible]

あなたはどのように対応しようと思

王人月 徐明生 编

■

協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

「世間一般に知られていない問題」とは、何を指すのかよくわかりません。

旧年金帳の問題にしても、年金記録への収録は、何回も取り直しがあり、正しいデータを入力して、統合できない?というところ、資料記録の整備は、新しい日々の業務で、新しいコンピュータのツールにより整備は済んでいない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

年金帳の「年金特別便」の様な個人ごとの記録整備に役立つ対策を、まず(今後10年間)取り、各地の年金記録の整備の動向を把握し、問題解決を図っていくこと(そのための問題無く、国の政策として)が必要だと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在もやりこえていると思うが、本人の履歴と記録との間に食い違いが生じている場合、先、同様の適用の有無等により判断する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 事務所へ在籍時、毎々、資格関係処理を担当(50代~45代)していたが、資格記録は、資格喪失時等の原票の1部を、当時の業務課に送達していた。
2. 当時、業務課では事務上の記録を電算処理していたと早わかり、定期的に事務リストを送付していた。
3. 事務リストに出力した調査依頼のあったものは、原票方式での記録方式時代のもので、多く

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 記録はスリッパで判別不能のものもあり、調査不能で回答した記憶がある。
4. 調査不能分の整理を当時どのように行っていたかは不明であるが、50代のオンライン化の時に整理の記録があることは伺っていた。
 - (同) 1. 年金裁送時の入力処理と記録の間に相違がある場合、本人に会社の頭文字を示し、そのうちの会社に勤務していたか否かを確かめ、裁送時に記録整理するところでした。

ご協力、ありがとうございました。

2. 有休発生時に、勤務先、本人等への照会を

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⑥ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞紙上で出し尽くされており、特にこれといった問題は思い当たりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未解決事項の一つ、事業所名が複数存在していたかどうかの決め手としては、NITの協力が得られるものならば、当該電話帳や各事務所で保有している市販の都市詳細図において、その前社と名称を確かめます。

その後で、適用事業所であったかどうかの確認となりますが、名簿上の調査留意点としては、書き替え以前の旧適用事業所名簿や分散された適用事業所名簿を漏れなく調べる。この場合、当時の事業所記号の設定(附号の振出し)が法人名の頭文字と企業(社名)の頭文字のどちらかで設定したか、はっきりしませんが、念のためふたつを前提に調べる必要があるかと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

35年前に事故リストの処理を2年ほど経験しましたが、初回リストは人為的な入力ミスが目立ち、これで大丈夫なのかと一抹の不安を抱いたものです。その後業務オンライン化最優先の名のもとで限定縮小され、先送りされた感ばかりありません。中断することなく十分な予算措置と態勢の維持に2大事業として平行して取り組まれていたら、今日の様な社会問題まで至らなかったのではと口惜しい限りです。
これほど大きな問題を抱えておられたことを知ったのは国会での論争です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険関係(資格報酬等)が正しく処理されていても入力ミス等の人為的なミスや不祥事はつきものです。見直しのために取り組むのが大切です。金融業界の投資部門では定期的に取引経過や残高を報告し、見の記載内容に不明な点があれば、直接責任者に連絡を求めています。これによって自らの確認と同時に職員による不正の抑止にも役立っている。見の意味で、ねんきん特別便の果敢役割は大きいと思います。更に進化させた定期便を期待しています。キーワードは「目に見える商品づくり」です。これが国民の声・要望でもあり、信頼を回復し安心を与えることとなります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度末までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件 照会、突合するしかないと思われずす。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような大量の件数で問題があるとは思っているから、
問題の存在を知ったのは、退職直後から、
私と認識している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長い期間保険料を納めて、受給時に請求する仕組みが問題だと思う。
途中で、被保険者期間等確認通知を何回も
年金裁定請求も請求主義をわき、通知を出す
べきと考える。(期間・標準額等)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「世間一般に知られていない問題」というのか、マスコミが興味のない問題というのか、何十年もの個人記録を誰が（何人の職員が）どこでどんな方法で記録していたか（携わっていたか）、それをどう保管し、移送していたか、更に、紙からディスクまでの記録媒体の変遷など、現在振り返ってみると、その過程でいろいろな問題があったと思うが、その時々においては、携われる職員数から見てベターな方法で処理していた。それを今になって何故ベストな方法で処理できなかったかを問われているのだと思う。

昭和40年代初め（30年代後半からであったか？）から十数年続いたと思うが、業務センターでは全国の社会保険事務所から送られてきた紙による記録を磁気テープに収録するために、さん孔タイプライターによる作業（さん孔を避けるために同一記録を2人で打ってチェックしていた。）を行い、すでに磁気テープ化してある過去の記録とマッチングしない記録はリストに打ち出し、要修正として社会保険事務所へ送り返していた。毎月毎月突合のたびに要修正リストが出ていたから、これが完結するまで整理されていたかは疑問。これが古い記録の不突合や未収録の原因の一つかもしれない。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%完全な対処方法はない。記録がない（合わない）ことの全てを職員の杜撰な事務処理の結果にし、大多数のまじめに納付してきた者をないがしろにするような、声の大きい者の納付記録を善処する方法の選択はとり得ない。しかし、費用対効果を考えれば、枝葉末節の部分はネグってもよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するのを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に年金記録問題があったとは、聞いていない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3を踏まえて無答

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当時は、適用させることが大切で、まず、それが優先されたのではない。
 記録は先の長い将来のことで、先送りにされた嫌いがあつたと思う。
 また、制度面や運営面でも癸足したばかりで、早く軌道に乗せることが優先でそれに向かって突っ走つたと思う。
 現在のように、記録のことが問題になるとは、思いもしなかった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

重箱の隅を楊枝でほじくるようなことは、もう、止めてほしい。
 制度面や運営面の問題点を探究し、その対応を練り上げ、前向きな仕事を是非してほしいと念願している。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

何ら問題は生じていない、と確信していた。

基礎年金番号制度が発足した時(平成9年頃)、
統合出来ない記録は有ると思った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度発足時に、もう少し丁寧な対応があったのではと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

記入欄

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今日言われているような問題とは認識して
いなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

将来の業務量を考え他の官庁に先駆けて機械化を
推進し、現在に至っているものと理解しております。
今日いろいろ問題が取り上げられておりますが、私を
含め職員は社会保険の業務に公務員として、社会保険マン
として日々業務に励んでまいっております。
今日の問題については、上述のことから過去のことを取り
上げるのではなく、こまかな問題解決に傾注すべきだと
思っております。
また、その際、職員の健康面には充分な配慮をお願いしております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。以下は蛇足です。

県課長当時のことです。厚生年金課長室、地方課長室に入ると保険料の収納率の棒グラフが張っており、大都市の東京がこれだけの収納率を上げているのになぜ出来ぬと言われたものでした。その数値は考えられない程の高数値でした。何かあるなと思い、自分なりの想像、他から漏れ来る情報により思索をしていましたが、今日明らかになっている問題は想像以上のものです。収納率が高いと旅費、庁費の配分率が高く職員に喜ばれる、これが大きな目的ではなかったろうかと思えます。

問題が報じられた県等を見ると高収納率のところでした。矢張りと思いました。謎が解けた思いです。高収納率の県から人事交流で所長経験者か来たことがあります。高収納率の理由を聞くと情報の早期収集と早期滞納処分の一音のみでした。問題になっているようなことなど口にしませんでした。庁の課長も問題のある県等を経験しているので実情を知っていたと思いますが、上司として高率の数字を正当なものとして指導していたものと思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私の身近で起きたことを初めに申し上げます。

○ 妻にあったこと

1. 結婚前2年位働いたことがあると言うので7～8年前、新橋の年金相談コーナーに行

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1の蛇足で書いた通りで、高収納率の都県には幾ら努力してもなれないと思っていました。不正までして収納率を上げようとは思いませんでした。保険庁からも不突合の状況や今日問題となっているような情報は流されていなかったように思います。

これは1件のみですが、事業主が二重帳簿をつけていたと言う報告がありました。定時算定時に事業所職員が間違っ、本帳簿を持ってきたのでバレタものでした。(事業所調査で二重帳簿を発見するのは、容易なことではないと思います。それこそGメンが必要です。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問4の内、前半については質問3で答えた通りです。

後半の質問に答えます。社保職員が報酬訂正や遊及資格喪失をしたとして責められていますが、見方を変えれば彼らは厚生年金保険法の不備の犠牲者と思います。実務をしていたとき次のようなことを思っていました。

1. 滞納処分をしたとき事業所が倒産してしまわないか。その結果、被保険者が路頭に迷うことになるか。このことは、社会保障の目的に反しないか。
2. 厚年法の中に事業主負担の保険料の免除規定が設けられないか。その代わり被保険者からは国年保険料並みの保険料(配偶者がおればその分も含めて。)を事業所を通じて強制徴収する。そうすることにより、基礎年金分は確保できるし、被保険者も年金に関心を持つようになる。
3. 5人未満事業所等への適用拡大を行ったとき、保険料徴収について、きめ細かい規定を設けるべきではなかったか。
4. 源泉徴収票交付時に合わせて、分かりやすい保険料納付状況票を渡す。
5. 健康保険の保険料については、別途考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度末では各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ☒ e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道などで承知している対応について地道に続けることと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、オンライン処理開始前であったため、年金記録について特に認識していなかった。

平成28年以降、厚生年金基金勤務中、加入員からの照会に対応するため、社会保険事務所での調査によって記録の誤入力のあることが判明した。

内容は「氏名」の「フリガナ」の誤り

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20数年が経過し、私の私にとっては対応の方策が見当らない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後20年以上過ぎた頃
後払りの未納金額を納付した時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職時代には問題なく
その時々^{々々}に最善を尽くした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⑤ 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問1.

(いまだに不可解な話)・・・こんな話を聞いている。

59歳位るとき、あと1年位だと思って保険料納付に訪れた区役所の窓口で、あなたはもう保険料を納めすぎるくらい納めているので、これ以上納めなくても良いといわれた(10数年位前のこと)らしい。だが、いま満額の年金を貰っているという。

- * 区役所の窓口の担当者は、保険料納付について、年金受給資格期間を充足していることと、保険料納付義務期間との混同をしていたのではないだろうか?
- * いま満額の年金を貰っていると言うが、本当に満額なのだろうか? また、その後任意加入期間はないか、加算制度に加入していなかったか。正しい満額の年金額はいくらか承知しているのだろうか?

退職手当金は絶対貰っていないのに、厚年の資格記録は抹消されている。一緒に退職した友達は退職手当金を貰っているが、「あなたは妊娠しているから」と言う理由で貰えなかったという。

- * 本人の記憶違いではないのだろうか?
- * 会社の担当者の詐欺行為か? あるいは退職金の上積みを利用されたか。
- * まさか社会保険事務所担当者の行為ではなかろうか?

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問2.

年金記録問題は、記録漏れ、記録内容の不確実、届出の不備、氏名等漢字の読み違いなどについて、長期間すべての案件について万全を期することは現実には不可能に挑戦するに近い永遠の課題であったと思われます。

そのことについて、今日の「ねんきん定期便」「ねんきん特別便」のような確認が行なわれることは不可欠の要諦だったと思います。

とくに年金記録や記載事項の確認問題は、常に官民相方の確認作業が十分行われていることは必要だと思います。双方の確認作業がなく無定時再確認という方法にならざるを得なかったようなところに、今日の大きな課題を残すことにもなっていると思います。遅れ懸念ながら今日の「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」のような確認作業は、極めて有効な不可欠の要諦だったと思います。加えて正しい資格記録だけでなく、正しい保険料納付実績等負担と受益が明確に分かる自明な仕組みにも必要ではないかと思えます。そうすれば、社会保険制度の仕組みの理解は充実にしようし、記録に誤りがあれば迅速に正すこともできるのではないかと思います。しかし、もう少し欲をいえば、この点資格期間の確認は比較的時間に理解できるでしょうが、標準報酬や保険料といった年金計算の基礎となる部分の制度上の埋蔵(給与明細等とのズレ)がどの程度の安心感を与えているのかの課題もまだあるのではないかと考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問3。

被保険者記番号の一元(本)化は年金制度の基本をなすものと考えます。三十数年前の頃だと思いますが、当時被保険者数及び被保険者であった者の約2倍半位の数の年金記番号の払い出しが行われていたと聞き及んでいました。年金記録の一元化のためには、転職・再雇用等の場合には、被保険者記番号を一本化することが肝要であるとの認識から、機会ある折には当初払い出しを受けた記番号への一本化を説明・勧奨したりしてきました。その結果はどのくらいの効果があったかは不明でしたが、当時はまだ年金受給について確か余り被保険者等の関心・理解は高くなかったように思われ、年金記録の一元化の成果は必ずしも満足できるものではなかったと思っていました。したがって、最終的に記録の一元化の多くは各個人の年金裁定時に集中処理せざるを得ないように思われましたし、その後記録の電算化等の事務進行に付随して、今日の苦難の要因が一挙に鮮明になってしまったものと考えられます。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問4。

現時点においては、上記のような問題認識を踏まえながら検討すべきことは徐々にその方向を指向してきたと思いますが、裁定時統合確認のこれら方策が十分精につかなくうちに、種々の積み上げられた課題が諸事万端の出来事とともに、一時に噴出してきてしまったようにも思います。

現在の「ねんきん定期便」のような制度は有効な施策だと思いますし、加えて正しい資格記録、保険料納付記録等負担と受益が明確に分かるような仕組みの構築も求められます。そのためにも、資格期間の記録の記録確認は比較的容易にできますが、標準報酬や保険料額の制度上の仕組みのことは、必ずしも十全の合点(理解)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

父は現在 87 歳で、要介護度 4、本年 12 月より要介護度 5 になるものと思われます。
認知上の問題もあり、本問に回答申し上げる状況にはございません。(代筆 長男)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

公開範囲

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

同上

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし
現状の対策と地道に行うことが必要

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 18年ごろから、^(内容)
オンラインシステム導入前は、^{届出時の確認は国で}
年金手帳の複写取得(提出)を防止
するところであったが、健康証の交付と
優待で20%増す十分な調整が
なされて、
2. この点に因り届出義務を履行する
事業主サイトにも問題があり、届出に込めと添付
する必要があるが、内容が誤っている確率が高い。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

0 業務量に依り職員が不足している
ことから、これが大きな要因の一つ
(被保険者サービスをするための余裕が乏しい)
0 制度と社会の現実がマッチしていない
本人が正しく届出が正しく適正に行われず、結果的に
0 国年によりは市町村におき大きな差が
ある。農村部の町村は、住民に押し付け
が強く、20%の増額、比較的
大都市部は、年金に付する意識が低い。
住民の
ご協力、ありがとうございました。

届出の
↓
収入増
住民変更
と関係
あり

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 ○ *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶がありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている、記録問題解決に方法も
これらも引き続き実施が必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日常の負担所得、喪失業務の正確な事務処理
をりょうように 努力していたと思っております。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問3) のとおりであって、その他は特に記憶
がありません。

ご協力、ありがとうございました。

253

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度末では各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

キニライニ親身其の統合の問題についてあるに
ないのてよくわからない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[illegible]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、市役所の窓口で年金のパンフレットを
配布する際(番号、生年月日、性別、氏名)を使って
キー入力作業をし、それをキーボードで入力する
キーボード入力作業のミスで発生した。もし誤り
があれば、市役所の年金記録問題を指摘する
という。という。
(市役所の年金記録問題の発生原因は、
キーボード入力作業のミスによる)
の処理の段階)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題については、市役所の窓口で年金の
パンフレットを配布する際、キーボード入力作業の
ミスで発生した。という。という。
(市役所の年金記録問題の発生原因は、
キーボード入力作業のミスによる)
の処理の段階)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ☒ e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

資格マスターと給付マスターを利活用して、本人と配偶者の3号被保険者記録を認定する。

資格マスターと給付マスターを突き合わせて片方にのみ存在する記録を適正として認定する。

又、その配偶者の3号期間について母子号届の有無に関係させることなく適正として3号記録として認定する。

5/25/2017

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・基礎年金番号の符番を行なった直後に知った
- ・基礎年金番号の臨時電話相談室が設置された時に担当者担当し、二重払出しになっていることを知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一件対応で基礎年金番号と手帳番号について重複払出しについて説明し、記録の一本化が処理されるよう所定用紙に記載した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 ① 本庁課長・室長・企画官級以上 b. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在、実施されている自主申告(証)を基本として、特別便・定期便の回答に対する調査・分析を、可能な限り早急に行い、誤った記録の回復を行うことが、時間がかかっても一番よいと思う。

2. 現在、65歳を超えている人の再確認(定期便)を早急に行い、誤った記録の修復を優先すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金記録については、本人申請や事業主経由であり、いわば事業主の保証による加入記録で、真正なものと認識していた。
 ①、本人の事業主、又は、事業主側の事業主で加入記録が不正確であったとして、最終的に受給額を減らす年金受給時に本人申請(者)により、その時差で補てきと考えていた。
2. 記録内容、正確性と改めて認識したのは、国会で記録向数の呼上に時差があった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 大きな問題であると認識したのは、連取後のことであり、特別な対応は必要なかった。
2. 連取時、取替の進行(は改正の対応等)にとり、最も大きな保険料納入者の個人への権利について認識を待たせたと反省している。
3. (補記)
 年金委員会、増設で記録関係の進行を早める必要があると認めます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ① 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は、

① 現行の年金制度と関係が深い。年金記録の発生原因、整備の遅れと関係が深い。

② 大企業、退職金不足により、年金記録の発生原因、整備の遅れと関係が深い。

③ 未納金の約5千億円の記録の中には、すでに発生した年金記録が重複して見られる。発生原因の調査と関係が深い。

④ 社会保険庁の年金記録の発生原因、整備の遅れと関係が深い。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 年金記録の発生原因、整備の遅れと関係が深い。

② 年金記録の発生原因、整備の遅れと関係が深い。

③ 年金記録の発生原因、整備の遅れと関係が深い。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 年金記録不適合があることを、年金記録問題として、国民年金の年金記録問題として認識していた。
- ② 年金記録問題の調査は、年金記録問題の調査として、年金記録問題の調査として認識していた。年金記録問題の調査は、年金記録問題の調査として認識していた。
- ③ 年金記録問題は、年金記録問題として認識していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 国民年金記録問題について、国民年金の年金記録問題として認識していた。国民年金の年金記録問題として認識していた。
- ② 年金記録問題の調査は、年金記録問題の調査として認識していた。年金記録問題の調査は、年金記録問題の調査として認識していた。
- ③ 一人社会保険料が、一人社会保険料として認識していた。一人社会保険料として認識していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

現状の方策は十分考えられていると思います。

1件残らず完全な解決を目指すことは可能とは思われません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個別的には承知してありませんが
年金は人間がやるとして入力誤りがある
ことは経験から承知して思っていました。
年金の振込額をきちんと記録が必要だ(給料も年月日など)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員は毎日課長は書類書類の処理に追われ
再チェックや追跡調査の手が回らない
諸君の業務の処理件数と考えると相当の人員が必要
コンピュータ関連経費を確保する必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. <u>社会保険事務所長</u>

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本庁本部で重視し、記録を補正するべき
(証拠能力が希薄なものを除外)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録(特に取得・喪失記録)は、事業主と
 社会保険事務所とが同一の記録で同一。
 (確認記録は事業主から被保険者に知らず)
 こととされてはいるが、
 記録の不備を全面的に被保険者にその責任を
 転嫁しているように思えること。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の量の把握が、その処理に追いつけ
 ず、十分に把握できなかったと思う。
 加入記録の定期的な確認が必要だった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 <u>c. 地方社会保険事務局長</u> *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平成9年1月に、基礎年金番号制度が導入されたことにより、以後の記録については誤りが少ないと考えておりますが、以前の古い記録については、被保険者の記録を特定することは容易ではないと考えております。

現在実施されている「年金定期便」による情報収集や、これまで行ってきた「年金相談」の際の職歴等を確認し、うえでの記録整備を行うことではないかと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、個人差はあるものの、中小企業に多く被保険者は、複数の記録を有する者が多く、これらの記録を統合するため、基礎年金番号を導き込みと記憶しております。このことは、業務を行った際に知ったことでありまして、昭和40年代頃より記憶しております。現在、いわれております年金記録問題については、公務員を退職した平成13年度以降の方だと思っております。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度を導入し、記録整備が行われていると認識しております。一部のケースを除きまして、記録の複数管理が問題であったと思われ、このため、オンライン管理を実施すべくシステム対応を図ってきたが、実際に時間がかかり、記録整備が遅れたものと考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

ご質問の「世間一般」と言う範囲が不明確であり、また、私自身、国民のどの範囲にどの程度のことか知られているのか調査したこともなく分かりませんのでお答えしかねます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ご質問の「年金記録問題」とは、現在発生している問題を指すのか、将来にわたってのことを指しているのか不明確ですので回答に当惑します。将来にわたっての解決策ならばこの小欄では書き切れないでしょう。

_____させて頂いていますのでご笑覧下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

他の事務と同様、適正事務処理以外の特別の問題意識は持っていませんでした。
問題を知ったのは、今回のマスコミ等による報道を知ってからです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前問回答の通りでしたから特に対応等考えてはおりません。退任してから20年を経っていましたし……。
問題発生の原因は、オノに制度上の欠陥にあると考えていますから、その点から正すべきであると考えます。

(
)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別所管記録と重複以外ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便方式で、くりかえしおこなって貰えればよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、そのおかげで助かったことを
知らせして、また、知立立場でありよせんが
した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ☒ e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

加入者にあつて、前歴を隠すため職歴や年齢(生年月日)等をあえて偽って就職して、新番号の払い出しを受け、その内容を本人も正確に覚えていないという事象もあった。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 確認通知の記載内容や確認方法等をもっと分かりやすくするべきではないか。また、今はあまりにも細かく示し過ぎて、かえって不安と混乱を大きくする危険性があるのではないか。

② 会社等への申出がない場合があるので、雇用保険担当部署、市区市町村、税務署等との情報交換を行うことで、氏名や住所の変更等の確認を行うべきではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去に担当していた記録統合処理において調査不能となる割合が高かったが、最終的には裁定請求時に、本人申出の勤務状況と社会保険庁が管理している記録との調査・照合が行われることから、その時点で正確な加入記録に整理されて裁定されるものと認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時はそれが当然の流れであり正しいものと思っていた。

- ① 本人の申出があっても、会社が存在しなかったり、災害や劣化により判断不能の紙台帳があり、履歴確認が取れない場合があったこと
- ② 加入者本人の過去の記憶が曖昧で確認が取れない場合があったこと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ☒ c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、記録不整合等が起きているようですが、新規に記録を念として再調査することによって、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

県の保険課長当時は、今日いわれている年金記録問題があることについて知らなかった。
このような問題の存在は、国会、マスコミ等の報道で知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

残念に思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 ☒ e. 社会保険事務所長

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

• 2000 年 12 月 1 日

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 84

當時(昭和27年4月)連立記録の原稿との統合又再印刷の際、常々4本のみの
平仮名記録(12)が誕生してこれと訂正版にいます。この事及びリストは連立記録
に調査依頼し、調査の返回答えされました。その中には調査依頼として
報告されたもののうち相当数欠けたと報告しています。再度の調査依頼はして
いた。長年の内川相当累積されたものと思われかす、
調査依頼の日以前まで困難であったと認識しています。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この事故記録については、将来裁量請求の際、戦歴にこの調査で歸次せずと思つてゐた。當時としては多くの脚巻が同様であつたと思う。

今にして思へば、調査不能リストの再調査依頼をし、資格喪失届を提出した卒業生に出向いて直接担当表面課のうえ確認すればほとんど歸次してゐたものと反省しています。(しかし、当時卒業生協定ができてゐたと思ひます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録事務と所管する部署に在籍していないので、年金記録問題の存在自体を認識していませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のことから、対応方策について考えることは無い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>※平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

すべての条件を詳細に調査することの原則は思いますが、解決への時間がかかることから、ご本人の利益になることを基本として、一定の基準で実現することが必要であると考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・被保険者、受給者の方々の年金に対する信頼を揺るがす重大な問題と認識していました。
・平成19年頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・この批判には私自身も受け止める必要がありました。
・本省、本庁、地方庁の各々の管理職、管理職以外、職員組合の責任意識の低さが原因の一つであり、どこからでも指摘が来るような反省点があります。
・しかし、旧記録帳の紙(手書き)から、正確にオンライン化した記録にすることが、当時としては、やむを得ない無理があったことは、否めません。

ご協力、ありがとうございました。

247

• *Chlorophyll a* (Chl a) is the primary photosynthetic pigment in all photosynthetic organisms. It is a green pigment that absorbs light energy in the blue and red regions of the visible spectrum. Chl a is found in the thylakoid membranes of chloroplasts in plants and algae, and in the cytoplasm of photosynthetic bacteria.

1. $\mathbb{N}^*$ is a group.

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

官職に該当するものに○を付けてください。

2000

1547 0

[illegible]

42

1. 実態を正確に早期に公表すること。

この調査票が手元に届いた日の夕前に「国民年金記録が2万9千件異常」の記事が、翌13日の「朝日新聞」一面トップ記事に1年間の年金滞り解消計画が掲載されている。記録超過などの状態では、異議事故処理の基本的方針が確立しても仕方がない問題点の認識が徹底できていないのではないかと疑問。我々社会保険の側に対しては、情報提供が十分に行われていないのではないかという点で、同事故の状態を懸念しているのが現状である。必ずしも統一された方向性で進むべきではない。それだけの社会問題を解決し、年金制度に対する不信感を増大させることに対して反省の弁が、それだけの方々から聞かれないのは、非常に残念である。我々労働者の多くはその指示に従い、労務課に申し立てるべきではない。むしろ、労働者の多くが企業に申告する権利の元で、労務課の指示を盾のせまい思いで過している。誰のせいでもない労働者自身も金庫を、そのノリで問題の責任の所在を解明し解決すべき社会保険制度のトップを背景も知らない民間人に移譲して、二重の経費者を処分したりしている等の対応策が問題を悪化しているのではないかと、1年にも満たない間に、関係を断つと、2年間で5%の全額給付に一旦とした政治家に特定の超法規的な措置を講ずることができると期待しても私の経験では、問題が解決しない。我々も年金滞りの回数、滞り期間、滞り背景とは、戦時前後、高度経済成長期等、人口動態の激変した時代の個人記録の生成管理である。記録

2. 「みなし期間」の設定とが超法規的措置での対応が、その特約期間経過後に、(1)年金記録の実態があまり明かされていない中で、(2)年金記録の回答で不確実調査と懸念(資料不足や年金記録の裏面が不明な回答者の経歴資料は、a及びb。であり、設定に欺かれた。)に資料提供していない。年金記録の実態を社会の実況に沿う年代別・時系列に整理し、現実的な処理方法(数値(例)のみなし期間等)を法制化することが必要ではないか。
- 年金に対する不信感を払拭するためには、緊急に措置する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、社会(政治)が年金に関心をもち、かつ、理解があり、予算(人、現在事故記録対策に使用するほどの財源)をつけていれば、事故記録は減っていたと思われる。
残念ながら、戦時中の記録から管理し、進駐軍の労務管理事務所等の対応の経験等から、事故記録が皆無ということにはならないと思う。
年金裁定事務が、請求主義を採用し、社会保障審査会という救済制度をもっており制度的には問題がないと認識していた。
社保退職後相同期間を得て経過しており、記録の不具合の膨大な実態を知ったのは新聞報道である。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織の中で、自分なりに最善の努力を尽くしたと考えています。
結果としてどのような問題が生じているのかと残念です。年金記録問題の発生は、戦時中の記録から管理し、進駐軍の労務管理事務所等の対応の経験等から、事故記録が皆無ということにはならないと思う。
年金裁定事務が、請求主義を採用し、社会保障審査会という救済制度をもっており制度的には問題がないと認識していた。
社保退職後相同期間を得て経過しており、記録の不具合の膨大な実態を知ったのは新聞報道である。
年金記録問題は、戦時中の記録から管理し、進駐軍の労務管理事務所等の対応の経験等から、事故記録が皆無ということにはならないと思う。
年金裁定事務が、請求主義を採用し、社会保障審査会という救済制度をもっており制度的には問題がないと認識していた。
社保退職後相同期間を得て経過しており、記録の不具合の膨大な実態を知ったのは新聞報道である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度末では各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>☒ e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

1 15千万件」の計量

国民皆年金制度発足以来、約50年間の総入力データ数を分母として、5千万件の事故率は、どの程度のものか、年金数理人等専門職の計量的推計の公表を待ちたい。実務経験者の大まかな推計を許されれば、50年間の総入力データ数は、次の数値となる。

① 報酬算定届入力数 17億件 [年間平均被保険者数 3400万人×ける50年=170,000]

② 得喪等変更入力 1億7千万件 (3400×0.1 (年間移動率) ×50=17000)

①+②=18億7,000万件 5千万÷18億7千万=2.6%

2 事業主の届出の誤り実態

検証委員会は「個人や事業主等の届出の間違い発生の主因は、庁にある。」とされている。確かに法制上は、届出には、事業主に罰則が課せられ、庁には、調査権が付与されているということからであろう。

因みに、会計検査院は毎年実地事業所調査結果を公表している。

この調査は、庁との共同で実施されており、公表に基づき毎年報道されている。

公表は事業主数のみで、事故件数は不詳だが、事業主(所) 全国164万事業所、3,300万加入者で推計すると、72万事業所に資格関係事故ありと。膨大な事故を日々発生し、内蔵しつつあると言わざるをえない。とくに「取得年月相違」「喪失届誤り」の事故率7.4%は正に記録事故原因そのものである。

3 脱退手当金受給による年金権の喪失

昭和36年4月国民年金の施行により脱退手当金は完全に廃止の方針であったが、結局政府と国会は、女子にあっては、昭和51年10月まで存続した。(この政治的措置は、結婚女子社員等の退職勧奨に悪用されたものといわざるを得ない。) 今日においては、結果的に、これを受けた婦人層の、正に消えた年金による無念さの因になっていることは、明らかである。また、受領委任を受けた事業所担当者から本人に送金不納の事例の相談も受けた記憶がある。事業主の滞納等による消えた年金を、今回、国の負担で救済するのであれば、脱退手当金支給済みに係わる紛争と不信の多々ある中で、過去の政策的限りを是正する意味においても、妥当な対策を検討し実施すべきである。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えですか。

1961年の皆年金実施以来多くの徳政特例法が施行されている。主な事例を挙げれば、「国民年金高齢特例の5・10年年金制」「70・74・78年の3度にわたる未加入・未納の特例納付」。厚生年金では、54年の戦後インフレ対応として「30円〜600円報酬月額を嵩上げし3,000円に読み替え」。73年には公的年金に「物価スライド制」導入し、74年〜85年までに約200%の年金額スライド引上げ済」等である。さらにまた、厚生年金では、事業主の保険料未納(不納欠損)期間があっても被保険者には、年金受給権は保障されている(H18年度271億円、17年度363億円の未納欠損処理済)。

このように公的社会保障の広い視点から、記録問題の最終解決は、図らざるを得ないのではない。即ち、第三者委員会の審査決定を行政決定とするということである。

(質問3) あなたが在籍していたとき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するのを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁における厚生年金の
裁定事務に当たり、本人申し立て年金資格記録と相違のあった場合等の照会に対する
旧台帳および電算記録の調査事務を約10名の係員と担当した。

本人申し立てと、たとえば1年以上等相違のあるものは、年金番号の重複はないかと再調査する等慎重に取り扱うことを本旨とした。通常、取得年月、喪失年月に1～6ヶ月程度の相違は、かなり見られ、2年以上前の問題でもあり法第75条を適用せざるをえなかった。

旧台帳の電算化は、経費がかかり過ぎるとして、その後昭40年代になってからマイクロ化が、進められた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の整備は、年金事務として極めて重要であるが、これには、膨大な経費がかかるため、残念の思いを持ち続けていましたところ、昭48年大型年金保養施設構想が発表され、その頃新任課長研修に参加した時、「記録の整備が先ではないか」との意見発表したことを覚えている。

(反省点) 法第75条の適用の中で、年金記録は、永久であるにもかかわらず、資格取得・喪失、保険料徴収は、短期時効制の矛盾を改正要望すべきであった。

なお、当時、は、「年金制度は、育っているところであるから、入学試験でなく、進級試験の姿勢で」と訓示され、年金裁定請求には、5年の時効を用いず、支給のみ5年の時効を適用した。これも運用でなく、法改正されるべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | ☐ 退職者 |
| 所属 | ☒ 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>☒ 平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

高度な政治的判断により解決する以外にはないと思います

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退任後すぐに20年以上経過しているため記憶が定かではありませんが、社会保険事務所で調査官をしていた時、中小企業の事業主の制度に対する認識が甘く誤って届出がされている事例が相当数あり驚いたことがあります。なお、事業主に対する啓蒙・指導の不足を痛感したことを覚えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は上司とも相談し、被保険者数が10人未満の事業所を2年に1回は必ず実地調査することとし実行しました。現在は10人未満事業所も適用されるため、規模事業所の増加し、困難だと思っております。なお、報告の必要性や重要性は変りはないと思います。なお、取扱いの問題については検証委員会などで指摘されている事項について異議はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 退職者 |
|------|---|
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>⑥ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これといったカンフル剤にはなると思われない
しかし、一歩に申し出通りに認知する事は
有効です。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・年金記録問題についての問題認識は、ありませんでした。
- ・新聞で大きく取り上げられた時に、知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和52年に業務課へ記録を引上げられた時に、問題があったという事が分かります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>③ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>④ 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の理解不足もあり否に及びません。
(現在の取組状況)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時、どのような問題が生じるという認識はありません
でした。
退職後、報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で思うこと
被災請求時までには被保険者本人が直接確認する
機会がなかったこと。
記録の受け取りは、転職が多い被保険者ほど
生じやすいことから、喪失時などに確認していた
べく、いかにできるかというのではなかったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙1

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙2

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

2/12/3

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

2/12/4

ご協力、ありがとうございました。

質問1 私は、社会保険業務センターに勤務したことが無いので庁での具体的な業務処理については分かりません。しかし、保険課、社会保険事務所の経験から、当初、紙台帳方式(戦後の悪い紙質、ボールペンの無い時代で付ペンで質の悪いインクにて記入、台帳の出し入れで磨耗する)、次に新帳票方式(給与月額を上下に判を押して半分を切り離して庁業務室に送達する)、次いでパンチ方式、カナ入力によるキーパンチャーによるパンチ入力、そして電算機へとその時代時代の先端方式を採用して記録管理が行われてきました。この間の古い方式から次の方式への各切換え時に記録のもれにつながった部分もあるように思います。

今、年金相談センターの窓口で顧客と対応をしています。今年60歳になる昭和24年生れの方が窓口に見えます。多いのは渡れていたとされる30～40年前の勤務先、期間、所在地などを具体的に思い出せないという方が非常に多いことです。

その時代は社会がようやく落ち着いてきた時ですが、中小企業では会社を替わる度に往々にして前歴を余り問わないで新入社として取得届を提出し、年金番号を受けていて1人で2～3、4枚の番号を持っているという例も少なくありません。

また、この期間に空いているところがあると何処かに勤務していませんでしたか、という問いをすると、真剣にご自分の過去を思い出そうとする人が毎日数件あります。

顧客のうろ覚えの記憶で庁に加入会社、期間の照会を行った場合、その手数を考えると本当にどうすればよいのかということも考えます。そしてその確認回答がまだ来ないという不満を聞くことが多いです。

質問2 団塊の世代が60歳、年金の仲間入りをしています。年金相談窓口にはご夫婦で来訪されるのが多く、年金のことの他、これからの生活や仕事、嘱託のこと、厚生年金に加入するか、否か、雇用保険との兼ね合いなど、そして奥様方はご主人を横において主人が死んだときの遺族年金のことまで聞かれます、ご自身の将来の年金にまで詳しくお聞きになりたいのです。

また、奥様方は65歳からの遺族厚生年金を受ける場合にも、ご自身の老齢基礎年金は全額受給できることなど、相談内容は年金額、それ以外と多岐に渡ります。

1日に相当の人々がお見えになる現在では時間に追われた相談になることが多く、このことから誤解を与え、説明不足のお答えをする可能性もあり、得てして来訪者はご自分に都合の良い解釈をされる例が多く、相談員としてはそれが一番恐れることです。

また、名刺を渡すようになってからは顧客対応中に電話を頂くことも多くなり顧客を待たせるなど迷惑をおかけすることも多々あります。

そのような中でこれからの対応としては ①年金相談の窓口の区別する・年金請求、加入期間の照会、年金額が変わったことの照会、その他、相談内容の応じた窓口で対応すること。②予約制を取り入れる・日により来訪者数が異なるが、多数の方が来られたときはどうしても時間不足で終わってしまうことが多いように思います、十分とは行かないまでも必要な説明を行い誤りを少なくしたい、ある程度予約制で対応することも必要なことと考えます。ただし、すべて予約制でとなると時間の都合がつかない方もおいでになるのでこのあたりは臨機応変な対応も必要かと思います。

質問3 1でも触れたように潜在的には、紙台帳から電算機への事務処理方式の脅威的な発展に乗っかって切り替えられてきたのですが、過去の紙台帳が独りで電算機に乗るわけは無く、すべて人手を介して切り替えて行くのですから、あの紙台帳がどのようにして電算機に収容されたのか外部から心配をしていました。この数次の切り替えが適切に行われたのかということです。また、県の年金課のときは、市区町村のデータが適切に庁の電算機に収容されたかということも気にかかっていた。

質問4 厚生年金の被保険者の住所を一つとっても以前は取得届などには住所欄が無かった、会社を通してやればよい？。今の届書をみても欄が小さく手書きで記入するとマンションなど住まいでは小さな字になってしまい判読も難しいものもある。郵便番号を旨く利用して簡略化して行くことが必要ではないか。

いずれにしても社会保険庁は医療保険を中心に重点を置いた行政方針が長すぎた。短期的な視点でしか見てこなかったのではないかと、人事、予算にしても厚特会計と言う大きな会計を持っていたことになるが、年金部門は冷遇、独りでに勤めて行くだろうという見方、確かに年金は長期制度、国民に対するインパクトはボデーブローのように利く物だというその視点が不足していた？。その反動が今来ているのだ。

世界一の長寿社会の中で年金は市民生活の基盤、地域社会の経済へ及ぼす影響も無視できない規模になっている。この視点にたった時に現役はもちろん、OBも一致協力して国民の皆さんの不信任の払拭、信用回復に努めること。今は将来に安心をもって頂くべく協力して行くことが必要な時だと思う。今はその荒海の中にある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>☒ e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 548,7月未払は、旧台帳を1枚も破キしたり、保管室より削除したことは一切無い。

② 被保険者1人当り、旧台帳1枚と云うのは50歳以上、残り年金記録は1人当り3・4枚、多くは7・8枚ある。(これは、会社を退職した年金受給者の新台帳と交付したためと思われるが、会社の担当者から南に付本人が郵送部を持っていないというのである)者

③ 修正した、正しい旧台帳は、一定の時期に、資格課より郵送部へ送付した。この台帳が、資格課で入ってあり、昨今の年金受給者に使用されたとと思われる。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で、私は、良い方策は、ありませんが、質問をさせていただきます。

(最近、指先が24、7月まで、おしに付せん、出来た、天札し、)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>◎ 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の不正な支払いの防止と、年金記録の正確性の確保について、具体的な問題点を指摘し、改善の方向性を示す。例えば、年金記録の不正な支払いの防止のために、年金記録の不正な支払いの防止のための対策を講ずる必要がある。また、年金記録の正確性の確保のために、年金記録の正確性の確保のための対策を講ずる必要がある。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けて、具体的な方策を講ずる必要がある。例えば、年金記録の不正な支払いの防止のために、年金記録の不正な支払いの防止のための対策を講ずる必要がある。また、年金記録の正確性の確保のために、年金記録の正確性の確保のための対策を講ずる必要がある。

お返事

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金記録問題が今日の程大きな問題になるほどの認識はなかった。
近頃の昭和30年頃と記憶しているが、旧台帳時の年金記録は大変困難であり、又確認出来ない事例もあり、将来に問題を残すのではとの認識があった。
の確認が

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳の年金記録のコンピュータへの入力及び照合が、必増と当時思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 XXXXXXXXXX |
| 所属 | ① 年金課 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>① 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

設問の事例についてはありません。
(年金記録担当者期間が短く
てありません。)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 昭和30年代後半の昭和35年以降、昭和40年前半、和田県庁記録を、当時、自治体の業務に力を入れた。

② その間、特に記録上の問題はなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別な問題として、処理した記憶はあやふや。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>③ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在おこなっている様に根気強く突合していくしかないと考えます。

すみません、良い知恵がありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を認識したのは退職後です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度末では各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金に限りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的には思いません。

【お名前】

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道後、

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得時の確認、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

給付滞り時の整理方法を進めることにより、一気に解決する。
 12月 人海戦術にて

01 00 00 00

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

政争の場として決定され、その対応が充分でなかった
今後の改正は、情報番号等と影響(影響)を決定
する必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度末までは各都道府県保険課長 <u>国民年金課長</u></p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. <u>社会保険事務所長</u></p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適切な方策は思いつきません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者個々人の老後生活
を保障する大切なものと認識して
いた。

限られた人員で時間にはずれ
必死で職責一丸と頑張って努力していた。
特に問題が存在するという認識はなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の回答のとおり。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録について、被保険者と保険者の間において、銀行預金と同程度の合意性を持つことが求められていると思います。

従って、地道に本人確認をとっていく以外に無いと思います。

最終的には、年金通帳制度等を取り入れることになると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン以前において、厚生年金の資格記録関係について、事故リストによる記録整備が行われておりましたが、「調査不能」のものがあつたと記憶しております。

当時は、年金の裁定段階で処理せざるを得ないと認識しておりました。いわゆる年金記録問題と認識したのは、頻繁にマスコミ報道がなされた時期と記憶します。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、最善の方策は、事業所経由等で本人の特定を行べきであつたと思いますが、現実には、マンパワー等の問題で不可能であつたと思います。

いわゆる、当時の組織全体としての、認識の問題とお答えせざるを得ません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 退職者 |
|------|---|
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
d. 地方社会保険事務局次長又は課長
e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和30年代、当時の山形県庁内、数名の省庁に所属する者が、台帳簿を盗み、被保険者として年金を請求し、年金を不正に受給していた。この事実が、年金事務所から発見され、関係者が処分された。
2. 当時の年金事務所のコンピュータに入力されたデータが、不正にアクセスされ、年金の不正受給が行われていた。この事実が、年金事務所から発見され、関係者が処分された。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金の不正受給の防止のために、年金事務所のセキュリティを強化し、不正アクセスの防止を図る。
2. 年金の不正受給の防止のために、年金事務所のセキュリティを強化し、不正アクセスの防止を図る。
3. 年金の不正受給の防止のために、年金事務所のセキュリティを強化し、不正アクセスの防止を図る。

回答票④

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 在合行報告。平成元年12月迄既月迄未迄、合月9日迄の
年金報告に何故のありと云、合々あるものゝ。
(年金報告に何故のありと云、合々あるものゝ)
2. 内訳のありと云、あるものゝ。マニマニの事、報告にありと云
わ。又ある内訳のありと云、あるものゝ。
(報告にありと云、あるものゝ。マニマニの事、報告にありと云
わ。又ある内訳のありと云、あるものゝ)
(年金報告にありと云、あるものゝ。マニマニの事、報告にありと云
わ。又ある内訳のありと云、あるものゝ)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 又省々一 才/致の社会地位の推移に就いて、予行の調査
が資料上、未だ十分 照合出来てゐる。
(当時、金屋珍著の著文は、才/致の地位の、金屋
資料上にあるが、資料上、内閣府、各府県)
2. 予行、才/致の資料、入力資料の正確な期日として
別に要する資料は、件数が多い。予算所からの提供は
限界があることとあるが、中村、バツ二取組の資料、才/致
の資料と照合し、正確な期日を定むことが出来た。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

徴収の爲に異常に困つたのは、昭和1~26年の各月保険料額が健体相は白粉(24納済)に対し厚年相はすべて半額という赤字記憶がある。戦後50年の間にインフレ時期に、中央の指示によるものは？健体料という診療報酬財厚の不保保に走つた様相が見え、
従つて被保険者は、恐らくは殆ど明細上は毎年控除されてしまつて、社保へは時効や不能欠損となり未納となり、厚年記録も空白であろう。
この市師徴収は、28年後も続いてゐるように見える(現在でも事業所側の資金繰りに、健体金は細められたい場合が多いのかも？)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 記録の復元については、一歩一歩、あつたり様かゝりといふ事
 画像がその検査次第に服従してゐる由、中々力のあつてせん
- 復元不能の記録は附大5号のとおりなしてあるが、そのうち
 正確な記録はふたつ、本人の言分には無理があるといふ程のものがふたつあるは、宝塚
 及び愛宕塔持親同の集入（この二つである。給仕郎の弁解は、
 最低手は群衆報酬）は附大5号のとおりなしてある。（即ち今年が下2
 月号の集入である）
- 復元の方で、不能者の対応は給仕郎の対策が必要となり、その
 事例と応用の把握にあらざるが、そのうちなることである
- 今後の記録は、やはり社会性障害者が必要とないです
 口年スタート時は、師範もマスコミも反対であつたと思ひます。

[illegible]

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○非常に重要な事柄(且々と(2)連め)と考えていた。しかし
貴族院に送るとは思ひなかつた。御金蔵室等に
衆人の中から立方々々するものはないかと、
○昭和42年、社会の健康労働の件、事故係の担当
者から、毎期「人々の事故記録」の集り、人々の安全と部
屋リストを「安全」と改題し、たゞし、生々しい
事故であつたが、市のお照会によつて年数はそのまゝで
大體改題するものと考へていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 地味な仕事心はあつた、鬼才が頼むと、各事務所に入念な対応を指示した。事故の人名、住所、細目等が整った。そのあつた、口元は生々しく、顔は白く、利口な顔つきだと思ふ。

以下同
所用は
に附す
すれは
しれは

○ 昭和24年6月1日の納付記録のみ(昭和24年5月15日明細)を、同月5日付、40年2
1. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの
2. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの
3. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの
4. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの
5. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの
6. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの
7. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの
8. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの
9. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの
10. 2000件作付あり、事業庁、市町村の2000納付記録より、社保元金と小年Eの

○ウロ覚えのり、お礼、ご協力、ありがとうございました。
社会保険制度研究会で社会保険費の削減、徴収に努めます。

以下は
所因の
以て
すべし
とす

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>☒ e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

願ひますと在任30年国民皆保険、国民皆年金の業務に携わるものとして与えられた任務に誇りを感ずて誠心誠意取り組んでまいりました。昨今の年金記録問題については、忸怩たる思いがいたします。

今回の調査により、あらためて年金記録問題の重大さを認識し、当局のなみなみならぬご苦労と承知いたしました。還い過去のことと思ひ起し、介護生活の明け暮れに自分に何かできるか考えております。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当面、時間と経費がかかるかも知れませんが、未統合記録の解消、租税体制の充実ではなにかと思われまふ。

また、第三者委員会については、あまり報道されておられませんので、その活躍を期待しております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は被保険者の安定した老後生活確保のため
の必須要件であり正確を期する必要があると認
識してまいりました。
昭和40年代国民年金被保険者記録のオンライン化
がはじまった当時、さんざんタイプライターの導入により、
記録の正確性が確保できると確信してまいり
ました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

過日、社会保険庁の国民年金の特殊台帳とオンライン
記録との食い違いが20万件あると報道されました。
食い違い件数の多さに驚きました。短期間で9,009
万件の照会が行われた結果と聞いて、懸念の未解消
の解消への期待が高まった次第です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p><u>e. 社会保険事務所長</u></p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在報道されていること以外にはありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が色々ありますので一括の対応は、
おかしいと思います。

1件1件に誠実に対応することだと思います
ません

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年11月より年金相談を担当したとき、記録がとれていないとの相談を受けたとき。

社会保険事務所における事務処理のミスかなんと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特段の対応はしなかったと思います。
(社会保険事務所を紹介して確認する案内はしたと思います)

当時は重大な事案との認識はなかったかなんと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>☒ e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方策以外に年金記録

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・未統合の記録は、ある程度残っていると思っていた。
5千万円はねのりした。
- ・知らない時新聞等から馬鹿な記事からです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・知らないままに部外人に話していた。特別に対応の必要はないと判断した。
- ・反省点としては残念な気持ちという気持ちです。
事務所には、担当者、事業主、担当者、
ともに説明している。
平素の統合について。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、氏名、手帳記号番号、生年月日等が不一致なものがあり、事故リストとして整理されていることは若いときに承知していたが、直接年金業務にタッチしていないので、それ以外は知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

社会保険庁総務部
総務課長 殿

師走の候、毎日慌ただしい日々が続いておりますが、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび小生宛年金記録問題について照会を戴きましたが、年金記録問題は、現職の方よりむしろ40年、50年前に社会保険事務所、社会保険庁に奉職して現在OBとなっている我々の責任が重大であると認識をしています。

現役職員の方には、大変ご迷惑とご苦勞をおかけしていることについて謹んでお詫びを申し上げます。

かつて社会保険庁に勤務したものとして大変失礼とは思いますが、下記のような意見を述べさせていただきます。

記

1. ご承知のように厚生年金保険は、前身労働者年金保険法として昭和16年に制定され、17年6月から保険料徴収を開始して以来67年を経過しております。この間太平洋戦争に巻き込まれ、一部の社会保険事務所が戦災で類焼し、名簿そのものが消失した事務所もあります。また、台風等により水害にあった社会保険事務所もあります。

今でこそコンピュータ万能の時代で全てが機械処理で行われておりますが、昭和の40年代まで社会保険事務所の業務は殆どが手作業による処理であったと記憶しております。

2. 記録問題について、全て行政が悪いように言われておりますが、果たしてそうでしょうか。年金手帳(被保険者証)を何枚も持った被保険者、再就職の際就職が有利になるよう生年月日をごまかして申告する被保険者もいました。また、従業員を採用しても届出を出さない会社もありました(今でもそのような会社はあります)。それをチェックしなかった行政が悪い、杜撰と云われるかも知れないが、当時年金記録は、年金手帳の記号番号で管理され、コンピュータもなく、紙台帳とか名簿で保管されておりました。なお、被保険者等の住所管理が始まったのはコンピュータが普及した平成9年の基礎年金番号の導入時からだと思います。

もちろん現実に国民年金、厚生年金等で多数の記録漏れが出てきているという厳然たる事実を考えると、社会保険庁が記録管理において国民の大事な年金記録という意識が欠如していたことは否定できないと思います。

3. 「年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいか」とのお尋について失礼ながら以下の回答を申し上げます。

そこで当時の社会保険庁は、その整理に膨大な費用がかかるため、①年金受給前に加算記録の通知をすることによって補正する。②年金の請求時に年金の裁定請求書に職歴を記載して戴き、被保険者記録と突合するという方針があったのではないのでしょうか。

(2) 年金記録問題は、上記 1 と 2 で述べた理由から、いくらお金と時間をかけても最後の一人まで、つまり 100%は解決できないと思います。最後は、割り切りの問題と愚考します。

わが国の年金制度は太平洋戦争で日本が敗戦国になったにも関わらず、戦争をくり抜け、記録問題があったにしろ、サラリーマンの老後の所得保障の中核になっていることは紛れもない事実です。世界に比肩できる制度だと思っております。現役の皆様下ばかり向かないで自信を持って頑張ってください。

[REDACTED]

[REDACTED]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、今回のテレビ新聞のニュースによって知りました。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いまでもなく、年金記録は将来の年金支給の基礎となるものであり、正確に記録されていなければなりません。また、そのように整備されているものと理解していました。解決の方策についての質問ですが、どうして問題が発生したか、また、その中味についてもいろいろあるうと思ひますし、それらを承知しなければ何とも申し上げられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、いわゆる年金記録問題については承知していませんでした。
存在することを知ったのは、テレビ新聞によるニュースでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の回答のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の未納対策は、費用が膨大で、基幹事務の早急には進められなかったかと思う。
 問題が出たのは、減額率施行時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・費用問題であるので、担当部署でないので対応不可。
 ・全庁問題として取り上げていたなかったこと。
 (一部の担当部署が細々と作業を行っていたのみ)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・全体的には「わんざん特別便」の処理を2回にわけて完了させる。

・今後は個別対応を当人が納得するまで行う。

・特定時の記録調査

・特定年齢時点での記録確認(例50歳、55歳、60歳)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金受給時に記録調査に時間がかかる
ことが問題だったことを記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・事務処理等ではある程度避けられたいとあるが
年金記録の問題もあることを前提として
特に入会点時点で本人の確認を取って
調査した上で行く方がよいと
早く気づくべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>⑥ 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>⑦ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適切な方針のもと、迅速に努力するべきです。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金開始年齢到達前に年金記録を送り、保険料を
納め始める時期にあり、本来より順次拡大
(市営や県営の断絶のあり中)
するところだと思っていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金保険料の収納対策と適用の適正化対策等
の当時の緊急施策の対策と両立を図りながら、
なるべく早期に記録整備を図ることをしている。
当時の状況と踏まえ、現状としては最善を
尽くしたと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

同一人のものと思われる記録(疑重複)をコンピュータで自動的に統合したと聞いている。被保険者期間が重なっている記録も調査しないで統合したようである。
重複期間の報酬等級は、本人に有利になるので、2以上事業所勤務として、各記録の報酬を合計した等級としたようである。
(2以上事業所勤務は、現実には多くある例ではないと思われる。)
他人の記録が統合されたことも考えられ、データ管理の状況は不明だが、他人のものと統合された記録は発見されにくいのではないか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長い期間のいろいろな要因による結果であるため、長期間を必要とすると思われるが、コンピュータのデータと台帳(内容の一部に不十分な物もあるか)との突き合わせ、一人一人による確認等現在行っていることを徹底に行う。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所、紙台帳、電算入力による記録関係の事務において、担当者によって処理に差があったこと、庁業務センターの記録管理において、人手・経費の不足や短期間の処理のため、単純化・簡素化が行われたと聞いたこと等から記録の内容に不安を感じていた。
(個人を特定する精度を上げるため、氏名に使用する漢字は、確認のため年金裁定時に捺印を義務づけていた住民票が使用を認めている字体と同一にすべきであった。)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所における紙台帳への記録の記入、庁業務センターからの記録エラー照会への対応等について迅速、適正な処理等を指導指示した。
(しかし、記録は、年金裁定時に本人が確認することから、各担当者の記録事務に対する意識に差があり、調査・確認等の処理対応の差が、結果に差を生じることになった。
職員が自分の行う処理の重要性を意識し、常に問題点を考えながら事務等を行うように、管理者等は常に指導確認することが必要であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上
 b. 本庁課長・室長・企画官級以上
 c. 地方社会保険事務局長
 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
 d. 地方社会保険事務局次長又は課長
 e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在把握されている以上の問題あり

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 事業主への届出義務に示されている法律を改正し、罰則規定を強化する必要がある。

○ 仕事量の割に定員が少なくなる。大中小の定員を増やし、調査権限を強化し、事業所調査部門を強化する必要がある。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業主の届出が徹底されていって、年金記録問題が起きているとは思って
いた。
また、昭和40年代前半、国民年金記録問題に関する関心が高くなり、
保険料の年金番号管理、月給生計の誤り、脱退年金の受給、
意識の向上等、事業主の対応が不十分で、年金記録問題が
起きていると認識していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

事業主の対応、年金記録に伴う記録の整理を迅速、正確に
行うお薦め。
また、未加入事業所の把握の徹底、年金記録や法人年金の
活用。
現状の定員で、現状の法にのっとって処理では、完全な事業主
の対応は不可能である。
~~事業主の対応は~~

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

[illegible]

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[illegible]

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している対策を続けていくこと、
と私は思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大企業等から脱退一時金等の支給を受けており、その際に苦慮した。年金問題にはよく思っていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この年金記録問題は、年金記録問題に起因した。当時、私は年金増徴、年金に加入して、同僚から年金のこととよく思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

① 算定委員会等の事務説明会に若い世代の職員が参加している。行政が考えているように、参加者は理解していない。もっと広報を大事に。

② 若手労働者にとって、事務の詳細について、その意図を伝える必要がある。(趣意訂正、趣意喪失処理等)。法的整備が必要。現場では対応が難しい。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 私、年納三兄弟のマスミのほやし22号で
かき然としていた。何故記録が毎月減らされているの
か、守秘義務はどうなのか。

② 社会保険事務センターのペンチ事務の業務に対し、
再三ベリ- (ニ度打ち) の徹底を求めたが、本署に
下りてきているのか、指導はよかったのか。不安はあった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 地方における、被保険者記録の統合の際に起る
第2リストに付、徹底的に処理を回す必要が
と、強く反省している。(組合協会の笑いと思う)

② 本庁、地方庁舎、庁全体が、裁定時主観
をとっていた。若年時の記録第2日、裁定請求
の時点を補正できる。この過信が最大の過失
であったと思う。記録システム、裁定システム、給付システムの
電算処理において、根拠は、裁定時主観であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでの実績経験からしてみれば、その当時
今のようには問題が起きると予想はできて
いたが、実際に起ったのは、この問題が起ると
は、考えが及ばない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの対策上、おける方向のやり取り、その
ことを考えると、結局は、本人の「加入の手続き」が不
十分である、その事実を、明確に（一から）解決され
ない、従って、その記録の修正、本人の確信
が、とれない、という状態で、早く打ち切り、いくつも
も発生すると考える。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

就労時、本人の職歴、加入履歴の申告と
 今の持っていた記録との合致により、年金額が決定
 されるものと、就労の状況によって、除額信とも
 行っていた。従って、今日のより問題の存在は
 100%の認識は全くなかった。
 基礎年金番号統合時の未統合記録54万4千につ
 ての今の認識と過去の認識の相違の差を
 「ニュース」で初めて知りまし。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 本人の加入歴、職歴の申告により、解決されるものと考えていた。
2. その後、方々OBとしてこの問題処理の不安定な
 行っていた。除、金にも本人の年金に対する理解と
 加入歴、職歴の自らの扱いの「ないかし」に相
 ねてきたかと警戒した。と、とん、解決は困難
 と考えていた。
3. 当時、記録整理のついで、この処理として「記録統合」
 と行い、その際「事故リスト」を出し、このリストにより記録
 の整合性を確保しようとした。このリストの完全
 処理のあいま、このことも大きな要因であった。
 対応組合への理解が求められた。

ご協力、ありがとうございました。

（※）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

（注）「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

（質問2）現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

必要とされる費用、人員を完全に確保して対応すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の重要性は認識しており、適切に
処理していたと考えている。
問題の存在は近年の新聞報道等から
知り知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録事務の処理については、二重、三重の
チェック、確認体制が必要であると思
う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員の意識改革(目的意識・役割意識)
 正常な労使関係の構築
 必要予算・要員の確保

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 徴収率の低率向上という目標について、数字上の実績達成に腐心し、「本全額確保」という保険者としての役割意識が欠如していた。
- 埼玉社会保険事務局長時代

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 徴収率を全額、所管事務等において、数字上の実績にこだわらず、不正な事務処理の是正を指示。
- 地元職員との間に無形の“壁”が存在し、実績把握が困難で、どの程度是正されているか把握が持てない。
- 地元職員との問題意識の共有ができていない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度末では各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録についてこれまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和20～30年代の社会一般の年金に対する理解が浅く、便当屋の加入や厚生年金への加入（ない）中、年金の放棄、更迭や年金の滞りなど。

→現在、会社退職時の退職一時金（会社代行請求）と退職金と一括して渡すという仕組みで、本人は退職金と思いきや、実は年金も含まれている。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している年金定期便等は、一定期間毎に年金記録を本人へ通知する仕組みで、プライバシーの保護に留意しつつ、本人からの記録照会システムの一層の利便化を着実に図っていく方法がよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~年金記録問題とは、年金記録の正確性が保証されていないことである。~~
 被保険者番号と住所が重複するなどの未統合記録が
 あり、また、年金記録の正確性が保証されていないことである。
 基礎年金番号が重複するなどの未統合記録が
 あり、また、年金記録の正確性が保証されていないことである。
 4000万件もの未統合記録があり、年金記録の正確性が保証されていないことである。
 年金記録の問題は、年金記録の正確性が保証されていないことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録へは、加入者の住所を、当面、年金支払時に本人
 申し立てにより記録へ修正をすようとは止むを得ないと考え
 した。また、加入記録への正確性を高め、本人の住所管理
 システムを整備し、段階的に加入記録へ本人通知を実施
 すべきであると思、とした。
 年金は加入者の請求に基づき賦定されるが、全体へ記録も
 当面は段階的に確認すべきであり、年金記録へ統合
 確認の肉すも業務処理であり、長期的方向性へ視点が不
 十分である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・社会保険事務所庁舎(久留米市)が水害の被害
 台帳が水浸しとなった事例がある。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・この問題は、長期間に亘る年金記録作業によるものであり、短期間で解決できるとは思えない。
 被保険者や年金受給者が不利益を被らないよう時間をかけて地道に進めるか方策があると思われる。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金にかかわる期間が短かいため、在籍中に、記録問題と認識することもなかった。
問題を知ったのは、3年前からです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○反省点 もっと早い段階から、老齢年金(例年40%)
到達者に対し、ねんきん特別優待を適用する
ような仕組みを若いうちから作っていたら、

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>☒ e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

[illegible]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

米穀商人の悪は此の假令の悪より甚しき所あり
 米穀商人の悪は此の假令の悪より甚しき所あり
 米穀商人の悪は此の假令の悪より甚しき所あり

答案票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[The page contains faint, illegible markings and noise.]

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号と未統合の記録については、該当すると思われる人にとりあえず連絡すべき(時間と労力はかかるが、この方法で減っていくものではないと思います。)

定期使が重要ですが、未統合記録の処理のやり優先すべきではないかと考えます。(コンビニーの有力活用)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

体系的に入力誤り等は、ありうるものの
認識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような事の再度発生しないよう、より
正確な処理が行われるよう願っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

- ・ 常時雇用者であっても、強制加入と任意加入制度があったこと。
- ・ 全被保険者の資格を職権により喪失させる「適用事業者認定喪失」の措置があったこと。
- ・ 資格の得喪、保険料納付等は、事業主の届出・申請に基づくもので、届出等に齟齬があったこと。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金においては、これまで被保険者の加入届をはじめ、その殆んどが事業主を通じて行われてきており、保険者サイドによる記録がどのように管理されているのか、加入者には見えず不安な面があった。

記録事故の発生防止に向けては、事業主からの届出・申請を見直し加入者自身が常時資格・納付記録等を確認できるようにすることによって、誤記録等の防止や「自分の年金」に対する安心・信用に繋がるものと思います。

そのためには、適用・記録関係についても年金業務全体の見直しに含めて、制度面の改善を図ることが必要とおもいます。特に、厚生年金の標準報酬制も見直し、分かり易い保険料算定方法に改めて欲しいと思います。

また、膨大なデータ管理や今後の業務量増に対しては、「社会保障カード」等、IT技術を導入し大幅な事務の改善・効率化を図ると共に、確固たる記録管理システムの構築が必要と思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)時、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するのを知ったのはいつ頃でしたか。

それまで年金記録関係事務に直接携ることが少ないまま現場の管理者となり、未加入・未納者が多数存在していること改めて認識し、将来、多くの無年金者及び満額年金を受給できない者の発生が予測された。

大都市の特殊性と言うべく、事業所の新造・全廃・滞納の発生、一方、国年においても未加入・未納者、両制度共格段に多く、特に検認率では全国最下位(78%台)であった。このままでは、将来、大きな年金問題が発生するのではと危惧された。

国民年金事務の機関委任廃止に伴い、廃止に見合う年金関係業務量への対応は明らかにカバーできないことが分かり、さらに、未加入・未納者対策の重要性を認識すると共に、なお一層、深刻な年金問題に発展しかねないと認識した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 群馬時 特に国民年金の未納者が増加傾向にあったので、保険課も年金課と手分けして理事者対策を重点的に取り組んだ。
- 東京時 ・平成7年7月 「東京都国民年金都市対策推進会議」の設置
東京都福祉局長を幹事長とし、大都市の特殊性を踏まえた事業運営の問題点を整理し、実務の細部まで改善方策を策定したうえで実施した。
・社保事務所の調査活動等の拡大
高度の対応や問題解決に長期間を要する案件については、社保事務所から引き上げ本部管理にし、社保事務所の調査活動等の拡大を図った。
- 福岡時 国年事務の機関委任廃止に伴い、年金に重点をおいた組織変更を実施したが、県内全域に拡大した業務推進に苦戦した。
- 反省点 加入から年金受給までの記録管理に当たっては、当然、長期間の継続性が求められる、この間、制度も組織も時代背景も変遷するなかで、事情はそれぞれあるにせよ、これまで、その時点その立場での取り組みに、怠りない努力不足等が、結果として由々しき事態を招いてしまったこと。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録について被保険者等に照会した記録がない
回答があったものについて72時間以内で早く処理を
あげることが大事だと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、年金記録で全7区画に入力されていると認識していた。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適用の条例の趣意から、年金記録問題を認識していた。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 本人(被保険者)が年金記録問題があることを今とくに気づかずにいる。と言っている。
2. 本人に年金記録問題がある保険証を急いで取り替えて早く記録を修正すると言っている。(実際は年金記録問題があるにもかかわらず、一度年金記録問題と認識している)

上掲の1、2の問題について、年金記録問題は、記録の正確性を確保することが必要である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>④ 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>⑤ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度末までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録」に関することはいろいろと、一般論しか云えずせんが、提示事象(1)については、年金支払い金と時間がかかっても、着実に未処理事件を処理する以外ないと思う。そこで同じ誤ちを繰り返さないために、チェック態勢を強化すべき。(4)は、事案ごとの届出に基づき処理する仕組みとして、そのモチベーションの申立てにより判断がよくなるが、年金記録化は本人の側にあり、常識。よって当然の事案を完全な判断基準は正しかったと思いません。(5)は知りません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の(6)題、あなたも知っている。
退職後マスコミ報道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>☒ d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

救済基準と詳細に規定し、記録の漏れ等不備を申し出た人に
対し、なるべく救済できる様として欲しい。

紙記録と紙記録の全件突合は、費用対効果は望めず、かつ、
記録不備者の発見も少ないと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録問題があると思っていませんでした。
退職後、新聞報道等を知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「年金特別便」の整理をお手伝いしました。
せつかく、お知らせしても、無感心の方もあって、残念。
将来、この様な事が、不適合等の問題を再燃させる事がある。
この事から、国民全員が年金に関心を持つ対策が必要と
す。広報(双社)位しか想いはない。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>③ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和33年～35年までの約2年間、社保事務所で適用課に所属し、資格取得届の処理を担当いたしました。当時は事業主や被保険者の年金に対する関心や認識が低く、前歴を隠すため女子被保険者の年齢の詐称(実年齢より若く)や新規取得(本当は再取得)のケースが結構あったように思います。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の管理方式は昭和17年の労働者年金時代の名簿方式から原票方式、さらにコンピュータへと変遷してきました。記録の不備は社会保険庁側のミス(手作業によるチェックミス、変換時の入力ミスなど)と事業所側のミス(届出のミス)により生じたものです。紙台帳には氏名の未記載のものや事業所名のないものなどコンピュータ記録との突合が不可能のものもあります。したがって、「最後の一人まで責任を持って処理します」は絶対口にしてはいけないのです。現在進めている照合作業にある程度の目途がついた段階で国民に実情を説明し政治決着を図るべきものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の不備があっても裁定請求時に補正するので問題はないと認識していました。記録漏れのケースはごくまれでその場合には審査(再審査)請求により解決されるものと理解していた。

問題の存在を知ったのは平成19年2月ごろ国会で民主党議員から指摘され、同年7月の参議院選挙において与野党のおお争点になったからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点は①記録照合の際に同一人の特定を氏名、性別、生年月日の3項目で行っていましたが、せめて住所か事業所名をキー項目として追加すべきであった。②社会保険庁には真のコンピュータの専門家がいなかった。③資格記録の管理は年金行政のなかで一番大事な業務のひとつなのに人事や予算の面では必ずしもそれに相応した手当てがされていなかった。④昭和30年代、社会保険庁業務課で職員が杜撰なデータの所在を上司に報告、改善策を具申したが予算面や業務の優先順位を理由に組織としての解決策がとられなかった。⑤人間がデータの処理に当たりいくら注意をしても1パーセントの誤りが生ずるという前提でシステムが構築されていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

・保存されている記録を帳簿から、紙道に1件ずつ整理していく方法しかないと思われる。
 ・予算はいかなどの関係から、削減を避けてやり、PCで取り扱うような方法は、国政に信頼されてない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

20歳代に、社会保険事務所に勤務していた当時、
本人の記録は存在せず、「事故整理」として整理
していた。被保険者、本人の所収は不明で、追跡、
調査は出来なかった。
本人は、年金の請求時に整理料を払った。その当時は
なく、本人の記録は、その整理料を払っていないものが
あった事は、承知している。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和56年当時、国民年金制度、厚生年金、現役の
基礎年金番号、あるいは、社会保険番号、整理料を払って
記録が必要だった。あの時の状況と考える。
(しかし、その当時は、年金制度、厚生年金、その4つの大区分)
が明確でなかった。

ご協力、ありがとうございました。

5月、調査依頼に答えてきた。何故、そのように答えたのか、その理由を

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 柳田中 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>○ *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2025.01

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>☒ e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問の「世間一般に知られていない問題」とは、マスメディアに発表されていない記録事項の統合に関する事項に限定するものなのか組織・人事等の他の事項も含めた問題なのか質問の趣旨に迷いますが、今迄発表された事項以外は承知していません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

余りに大量データの確認が必要なので具体的方策は持ち合わせておりませんが、過去記録の問題については、年金特別便等による確認作業のほか事業所・市町村・OB等の協力を求め地道に作業を続けるしかないのではないかと考えております。

将来に向けてこのような問題が生じないよう、社会保障番号の推進をお願いしたいと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、老後の生活設計の基盤となる老齢年金の年金額を決定する最も重要な基本記録でありその記録は適確・正確に管理されるべきものであると認識し真摯に業務に取り組んできたつもりです。然し、このデータにミスや不備が多く年金記録が非常にずさんな管理がされてきたと指摘を受けたことに半信半疑な気持ちを持ちました。結果的に年金に対する信頼を失ったことには反省しなければならないと思っています。このことを知ったのは平成19年2月の新聞発表によりはじめて知り驚いた次第です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号への国民年金・厚生年金番号の統合前に退職したため年金記録問題は顕在化しなかったため、特別な対応はしておりませんでした。現時点で考えて見ると厚生年金の資格記録事務処理方式について、名簿方式、原票方式、機械化準備室方式など事務取扱の不統一が大きな要因の一つではと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>③ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方策で十分である。

最終的には、個々の裁定請求時に十分な確認が必要である。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・未統合記録が多数存在することは認識していたが、年金請求時に職歴と突き合わせ確認していることからそれほど問題意識はなかった。
- ・平成18年頃からマスコミ等でも大きく取り上げられ、記録問題の重要性も認識するようになった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・社会保障事務局長時代(平成18年~平成20年)は、記録問題の解決を最重点課題として全力で取り組んだ。
- ・今考えれば、年金記録管理に対する意識の低さ、対応のスピード感の欠如が反省点である。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 退職者 |
|------|---|
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>④ 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は、期間や範囲などについては、整理(未納命令以外)をした方がいいかもしれません。

その一方で、厚生年金保険は3年分を加入しなかったか(H15年以降)、また、未納命令記録とされているのかと……。 (未納記録)。

※要配慮

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らしたのはいつ頃でしたか。

8月 3日

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

8月 3日

ご協力、ありがとうございました。

(質問3、質問4)

昭和39年に採用(東京)されましたので、それ以降について経験的に述べることにいたします。

年代や都道府県によっても差はあると思いますが、一般的に見受けられた事象としては、適用事業所の社員の一部が未加入(既婚者で健保の被扶養者となっている者等)、取得年月日が相違(試用期間後に加入等)、標準報酬月額が相違(保険料負担の軽減目的)など、事業主や本人の都合(無知?)で実態と異なる届出が行われていたケースがありました。

職員は、定時決定前の事務説明会、定時決定調査、調査官による事業所調査、会計検査院の検査等で、これらの間違いについて指導してきましたが、保険料負担を逃れる目的で巧妙に調査等の枠をかいぐってきた事業主もいたと思います。

一方で、職員の記帳ミスや入力ミスもあったことは否定できません。しかし、現在、事故となっている記録の大方(8割方)は、事業主に責任があると思います。

標準報酬月額の「改ざん」が問題になっていますが、滞納事業所の多くは、事業主をはじめ社員(の一部)の給与について、大幅な減額や支払遅延を行っており、月額変更届に該当する者もいましたので、これらが後に「改ざん」といわれるものの一部となっているのかも知れません(社会保険事務所が勝手に改ざんしたという事実はないものと理解しています。)

年金記録は長期間にわたり管理するものですので、その間のさまざまな事象等により、将来、本人の記録と社会保険庁の記録が合わないケースが発生する可能性があることは、承知していました。ただし、件数の多さには驚いています。

職員は、その時々において適切に事務処理に努めてきたことを皆様にご理解していただきたいと思います。

※「ご回答いただけない方については、氏名を公表させていただく場合があります」とのことですが、XXXXXXXXXXやり方に怒りを覚えます!!

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

自給自足の家では、おれおれが
 少額を民間に預け、本人の用立て重視する決意を
 (保険料負担が伴わない給付が主となるため、財政的な
 負担が必要になる)
 ・若くして、予算と野郎を切りて対応する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

膨大な年金記録をどのように管理するか、更にどのように年金給付に結びつけるか、の点として、オンライン体制の確立が必要だった。手作業から機械処理に移り、取扱は、皆、大変だと認識している。基礎年金番号の下で管理されていない記録は、主に野放しの理由から、当面、未処理とされていると認識していた。そして、年金の新規決定の際に記録の補正が行われる(本人に有利な判断)と聞いていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録管理に際し、コンピュータの導入が必要になり、年金整備、取扱い、な取扱いを行なった。そして、野放しの問題にも苦慮が多かった。多くの記録がオンライン体制の確立、基礎年金番号の下で管理されるべきところから、未だに手作業で管理されているところがある。年金保険は、かつて、国民年金時代の遺族年金や後援会制度等の古い記録があったが、年金制度や保険では、最も前向きな業務が行われていると信じていた。

反省点としては

- ・もっと早く、地方自治体から早く行なえば、
- ・年金の決定や取扱いの過程の中で、不適切な取扱いや必要経の値の差を抑えることが出来れば、
- ・経済的にみれば、額りの多い(程々な)計画だった?

等、考えらるが、

私自身、信じて、推進した準備指針に問題がなかったと、多くの国民や後援会に迷惑をかけたことに改めて申し上げます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 退職者 |
|------|---|
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>③ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録が減らされている人については、本人の職歴に基づいて確実に把握していく必要があると思う。
(特に、オンライン以前の記録は、社会保険事務所に保存している書類などから把握していくべき。)

2. 調査結果

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録にかかわる都市にいりかつたので、嬉しいことには
なないが、在職中、都市であったり、厚生年金の再配分特
に、再度新規の番号を渡すという番号を渡す人が多かった。
その結果、被保険者の年金記録がつかないことが生じて
いた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・厚生年金の重複に払出ていた。都市の年金課
事業新入の六枚と、都市の年金課に
入った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 退職者 |
|------|---|
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けて、どのような方策をとればよいとお考えですか。

停振印を納付した旨の申立がある場合、原則として納付されたものを処理するのやむを得ないとして処理する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の納付記録の確認

- ・ 市町村の納付記録と国民年金事務所(市町村)の納付記録との不一致を確認すること。
- ・ 国民年金法に基づき、納付記録の確認の際、確認の十分でないこと。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>⑥ 本庁課長・室長・企画官級以上 (社会保険庁副次長)</p> <p>⑦ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長)</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生省は国民一人一人の出生から死亡するまでの一生について社会扶助が重要とする事態について対策を樹てそれを実行するという大変な国民に期待されている公的事を担当する官庁である。記録は社会福祉全般について生じその量は天文学的なものと見られる。しかもその実行面は市町村優り市町村には委任されており国民の権利義務の知るものなので市町村での記録も国と同様の膨大なものと思われる。しかも行政の一貫性を保つためには記録の一体性が要求される。行政の効率化と縮小化が叫ばれている現在記録の機械化は当然で機械も技術革新で費用も大きく減るであろうような要望が示されるようになってきます。

この記録は年金記録だけではなく社会福祉全般についての記録というにとり止める段階で国民一人一人に社会保障番号を付与し、この番号を基にその記録を機械化し市町村部分については住民基本台帳の記録と相互に合う形でオンライン化を図り社会福祉に及ぼす国民の権利が申請と待遇と条件を満たす時点で通知する体制を作らなくてはならない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

No. /

Date

担当事務及び年金記録に関する問題点

| 経 歴 | 担当業務 | 記録に関する問題点 |
|-----|-----------------|-------------------|
| | | (記録の) |
| | | 将来に備え機械化は業務課 |
| | 職員への採用と庁舎の | 制度の整備支度は国民年金課 |
| | 確保組織(福祉施設) | との分担が決まる |
| | | |
| | 政省令の制定・国民年金法の改正 | 将来記録の機械化は漢字入力と |
| | 施行通達、免状案件の制定 | 制定 省令で定める諸届の氏名入力 |
| | 細目組織(地方組織)指導 | にフリガナ利用は認められて |
| | 法令の解釈と地方組織 | |
| | の指導 | |
| | 被保険者の受給申請 | |
| | 保険料の徴収 | |
| | 市町村主催の住民集会に | |
| | 出席 国民年金課長等について | |
| | 説明(制度の主体は農民層 | |
| | 会合は全て夜間のものと公す) | |
| | | |
| | | 保険料の収納率向上のため |
| | 保険料の納入率の向上 | 保険免状の申請と強化を図る |
| | 5年年金の支給の備前対策 | 向うの成果があるという噂を耳にする |
| | 者への指導と市町村の細 | |
| | 目組織と社保の記録映 | |
| | 合と実施する | |
| | | |
| | 後輩の育成 | 国民年金手帳の印紙と印紙付レ市 |
| | | 町村長が承認印と押すという取組方 |
| | | 法で収納率と保険料額に相当する |
| | 企画と事業の作成 | 印紙をシール状で支給し、印紙承認 |

| | | |
|------------|-------|----------------|
| | | も押付方と其の受取を弄する |
| | | 、并能て帳への収付記録の記入 |
| | | が、人形で行なわれ、その不明 |
| [REDACTED] | | |
| [REDACTED] | | |
| [REDACTED] | | |
| [REDACTED] | | |
| [REDACTED] | | |
| [REDACTED] | 後輩の育成 | |
| [REDACTED] | | |
| [REDACTED] | | |
| [REDACTED] | 退職 | |

(注)ノ 保険納付組織は市町村の協力団体とし市町村の手
の届がないうちにボランティア精神で手助けしている任意団
体 保険料の額が高額な場合 ボランティア団体とは言え
構成主体は人周 横領 流用のご心配があるので その手封のペ
ンキが、厚生省の組織受ととも知られておいては地方
行政は市町村に一般の人で預かるのは上手く行ません特に
個人の被保者受と計帳 保険料を預かることは多大の時間と人件
費が必要になる前に再検査はして頂きたいのでしようね
(12月4日)

み 免状申請がないのみ免除に比べて保険料・収率率の向上を
図ったとして後輩が新聞で町内不法行為の責任と取られと責
められる記事を見て住民基本台帳法が施行され住民基本台帳
が整備された時点で何故法律改正と行ない申請免除のみに注
意免除の決定を設けてくれたのかと残念に思っています

3 アンケートの回答が何の方について氏名を公表するとの質問に、太宰で當所について、課長は何を考えていのか、と、新井が全員の前で

の年鑑問題と老邁者を養ふこととを思つてゐるのであると同じ年代
の人は厚生年金の昭和の初めに弱き労働を助け老後は安穩
に暮らして頂こうという主旨で実施されたのであるが年周は保険料
を取らぬといふ制度 戦争の経費を調達するといふ制度を以て
だといふ連立の及ぶ果敢と防衛と争ひながら日夜と固い制度の
長着に東奔西走した人ばかりです頼みごととしながら私たちは被害
者ばかり責任転化する役人根性を捨てて先輩、後輩が一体となつて
協力し合うべきではないですか

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>◎ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長◎国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>◎ 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金制度発足時、当時の野党が「保険料が鉄石玉になる。」などと宣伝し、加入拒否運動を行った。このことが、国民の年金に対する認識と著しく低下させ、ひいては、加入遅れ、住所や氏名変更など諸手続き遅れ、滞納につながった。

◎年金記録問題に関し、今と違い当時の国民の認識の低下も要因の一つ。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これ以上の記録の照合作業は、費用対効果、職員の負担など考えると、事務的な解決は限界に来る。

◎政治的な解決が方策はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 膨大な量の記録を手作業で行っていたこと。
- いすい、このような問題が起ることは予想された。
- (これからは「量との戦い」に勝つ工夫をしなければ、また、このような問題が起らぬと限らない。)
- 対策・対応
 - ・職員の質の向上を図る(徹底した研習)。
 - ・再チェックシステムの充実(手作業部分)。
 - ・会社などの年金事務担当者への年金に対する意識の向上を図る。
 - ・国民の年金に対する認識の強化(義務と含め)と持続的に行う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 違法な行為を行なう者は論外として、今回の年金記録問題に関して、組織の長である大臣や長官より部下である職員のために一言の擁護・弁明の声を聞けなかつたことは誠に残念である。
- また、「氏名を公表する。」などと脅迫めいた文書で先輩に対して出すような組織に、社会保険庁がなつてしまふことと大変悲しく思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
d. 地方社会保険事務局次長又は課長
e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金基金加入事業所に勤務している者で、
国(社会保険事務所)に加入(厚生年金加入)してい
るが、厚生年金基金に未加入となっている者(在
(事業主の判断による。))
一刻も早く、国と基金記録の統合が必要である
(既に検討を行っていることと承知しています。)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

就職する場合は、氏名・生年月日を必ず正しく行わ
れていると確認してください。(私の就労先では確認あり。)
国と基金両方とも同一人への番号を管理する
(キー)ことができれば、この問題は永遠に解決
しないとは考えます。
再就職のために、前職歴・生年月日・氏名等を
明らかにしない方がよいと考える人もいます。わが
国から、現行方式で年金記録の完全統合は不可能と
考えます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

システムにて年金記録は、その年に「年金記録」を行われ、年金記録は「年金記録」という考え方で年金記録を行って来ているのではないかと考えておりました。「自分の年金記録は自分自身は承知しているはず」という考え方でシステムが更新されていると思っておりました。それは大変な間違っているのですが、(年金記録は自分自身で年金記録(限外)とされているおりました。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

教員リストの処理に関する認識(年要性)が欠けていたと思っております。年金記録は年金記録の取扱いと年金記録を誤るという認識が失に頭を悩め、最大限の努力をする認識が欠けていた。と思っておりました。不明な点がございましたら、お手数ですがご連絡下さい。()

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決に向けて、これまでどのような方策がとられ、結果はどうだったのか不明のため、考え難い。

(○、Bと対象に、説明会を開催し、これまでとった対策、解決した案件について、どのようなことに問題は発生し、解決に至った経緯の流れなどを説明し、意見を聴取したかどうか。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中はかような問題があるとは知らなかった。
問題を知ったのは、数年前で新聞紙上で知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「記録と考える会」の一員として、昔の同僚と
年金記録管理の経緯について話し合い、
なぜこのような問題が発生しているのか、対策を
検討したが、これといった効果的の対策
が思いつかなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度末では各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新しい具体的な年金記録問題は、承知しておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

許されるとすれば、年金受給者が不利益にならないよう、一定条件の基で年金記録期間を補正する方策を講ずることとし、具体的には慎重に検討が必要かと思えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録のなかに旧台帳が新台帳のまま保存されており、年金給付裁定を行なう際、旧台帳の記録を確認・チェックする方針だと記憶しております。

そのような問題があることは昭和63年10月社会保険業務センターに転勤したとき承知したものだと思っています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給権者が増加するなかで裁定事務処理の時間のスピードアップが必要とされていたので併せて年金記録の整理がなされるものと思料していました。

しかし、現時点でみた場合、出来たかどうか分かりませんがもっと年金記録の整理に力を入れるべきだったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経歴官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経歴官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題は、現在のコンピュータ処理における実態は
 時点から追跡されており、過去の手書きの時代の
 ことが理解されていない。

その点を単にだけで処分されたことは納得できない。
 他に情報ももっているなら理解できるか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

完全に記録が一致することはないと判断する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

請求を義理としていたから、裁量請求の年
記録と実合をしろものと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①民間の会社(なにか)の問題点、
②労働組合が時代遅れだったこと、
また基礎年金番号以前に国民年金番号のようなものを
整備してから記録整備をやっていたら違っていたと
思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>③ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

まず、年金受給の申請者の記録を
ご本人の協力のもと整備するのが
肝要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞紙やテレビ局の報道
により知りました。
(社会保険事務所の勤務経験が
ありません。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が最
省点として挙げられるとお考えですか。

質問3の回答のとおりですの
で、対応しようがありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 「戦中、戦後早期の被保険者名簿から被保険者台帳の作成事務」に
現在の記憶では記号番号、享年番号、被保険者氏名、資格取得年月日、標準報酬月額の等級、標準報酬月額変更後の等級、資格喪失年月日、氏名変更処理、脱退手当金支払の有無などの転記事務であった。

この転記の基となる被保険者名簿の状態は非常に悪く、名簿の毀損(例えば、名簿の通し番号が途中で切れているもの、被保険者の通し番号や記録事項の不完全なもの、一ページが破損しているもの)質の悪いインクにより不鮮明記録、不十分な記録(例えば、標準報酬月額の等級の欠落、取喪年月日の欠落など)が多く見受けられた。

これらの台帳は、名簿に有する記録をその通り転記し、事故台帳を作成し、台帳の空欄に丸で囲んだ県名の頭文字を記入したが、その後庁業務課に送達したと記憶している。

このように補完不可能な被保険者台帳の該当者であったり、記録が消えている該当者については、誠に申し訳であり、どう対処したのか。対処は簡単にできるものでないと考えている。

このような事故が発生した原因の一つは、大東亜戦争の戦災を免れるため被保険者名簿の疎開(移転)途中に散らばり回収不能になったもの。また、戦中戦後の保管状況の劣悪により起きた不備により発生した事故だと、先輩諸氏から説明を受けたことがある。

このような記録事故は、戦争を経験した者として理解でき、記録の救済は不可能に近く、救済資料は該当者であろう本人の申し立てだけだろうが、これとて100%の救済根拠にならないだろう。

また、戦中と戦後の占領下の社会情勢にあって、社会保険全体が安定的に運営できていただろうか。また、被保険者記録についてのみ、特別に対処できていただろうか。当時の人的物的な充足状況は、満足のいくものではなかったと記憶している。これらの責任はどこなのか。

2. 社会保険事務所の社会保険調査官及び徴収課長時代のことである。

厳格な所長のもと違法な取扱いにはしなかったと思っているが、

当時の職域は、ことのほか劣悪な勤務条件下で勤務し苦勞したこと。ところでこの課所も同じだとのこと意見もあろう。しかし、長官が保険料徴収率上位の社会保険事務所を表彰したことがあった。

当時の同職場の地方事務官は、分任収入官吏に任命され、保険料徴収に駆り出されていた。しかし、年金記録などの仕事には表彰はなく、どんなに頑張ってもとの空気になり社会保険事務所内が異常なことがあった。

したがって年金記録は、言わば地味で大切な事務であり、利害関係者（事業主、被保険者、国、都道府県、市町村）の協力なくして成り立たないと反省した時代でした。

しかし、地方に住んで感じることは、年金記録問題は、序が悪い社会保険事務所が悪いとの風潮であり、事業主、被保険者の指導はもとより、積極的に学校教育に努力する必要があると感じている。

経緯として、

(1) 強制適用事業所でありながら届出ししない事業主が多く正常化に努力したこと。調査は、人的予算的に不足し100%適用とはいかなかった。(被保険者の加入意識が低いことも原因であった。保険料負担逃れも多かった。)

(2) 滞納事業所が保険料の負担軽減を図るため、被保険者の標準報酬月額を引き下げ変更や全喪を偽装した事業所の防止に積極的に取り組んだこと。他の事業所もこんな傾向があったこと。(当時、保険課長が時の県議会議員に呼び付けられたり、民間の社会保険関係者などにも、多くの申し立てがあった。)

(3) 保険料滞納事業所に対する積極的な滞納処分を実施したこと。(全国第3位、長官表彰を受けたこと。)

これらについては、社会保険職員の協力が不可欠ですが、他の課所と勤務条件の比較は当然にあり、批判の覚悟でなければならぬと思っている。

3. 船員保険係長時代の問題は、個人の機帆船船舶所有者が自分だけ船員保険に加入し、他の船員を未加入としていた事例があった。

積極的な事業主の指導は不可欠であるが、常に航海中の船主には困難な面もある。

この件は、船員には船員手帳という制度があり、乗下船時に海運局の認定があり、難無く救済することができた。

4. 社会保険労務士としては、次のような事例がしばしばあり、注意はもとより、法的な何等かの措置を考える必要であろう。

(1) 義務教育終了後、4年間に亘り集団就職した被保険者期間が年金額に反映されていないとの申し立てがあり、社会保険事務所で確認した。加入期間が6ヵ月はあることが確認できた。

しかし、納得されないのが同級生に聞くことについて了解を求めたところOKであったので調査した結果、虚偽の申し立てであった。このような事例は多いと思われる。法的な措置はどうか。

(2) 年金額に算定されていない被保険者期間が確認され、喜んで年金額の再計算をしてみると、年金額が減少することが判明した。法的な措置はどうか。

(3) 被保険者期間の虚偽の申し立ては、なかなか見抜けない。個人情報調査も限度があり、取扱いが消極的にならざるをえないのが現状である。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 国民に、年金制度を十分に周知していくことが大切であり、現在の人的(人員)物的(予算)では大きく不足していると思う。国の施策として思い切って実施していく必要があると感じていること。

2. 社会保障手帳(社会保険手帳)(年金手帳…全制度)を作成し、記録手帳で年金額が計算できるようにすること。

3. 事業主(国、都道府県、市町村、一般事業主)に記録させること。

4. 加入者は、加入、脱退、納付、諸変更について記録義務を法定化すること。

5. 国年は、市町村と住民組織を活用して、記録義務を法定化すること。

6. 年金の記録問題を短期に解決しようとしてはだめ、2~3年で解決は無理、大臣も変り、10年位掛けて処理しては如何ですか。

7. オンライン計画を大反対してきた方々は、地方にも大勢いるが、現在どんなご意見ですか。伺いたいものです。

(質問3) あなたが在席していたとき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか、また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金額の決定になくてはならないものと認識していた。また、年金担当は若い時でしたから、この問題はここ数年前である。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険労務士の立場から機会あるごとに重要性を説明してきました。今後も今までどおり説明していく考えである。

週刊紙、テレビ、ラジオなど報道をよく見るが、加入者が理解できないような報道は慎むべきでしょう。

社会保険庁(年金機構)は、説明・解答・異議など積極的に行うようにしてください。

以 上

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当する事項はありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変重要ですが、224の個別問題を推進する
方針は必要であると考えます。
金庫の動向については、終了宣言の時期・後継
が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、一般に年金記録問題とは関係が薄く、
年金の年を記録問題の点を懸念する事例は、
想像がわいておりました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 電子計算機システムが普及した場合、入力データの正確性を確保することが重要であり、そのための対策は、十分に行うべきと考えます。
- ② 年金制度の普及と普及率の向上、普及率の向上はきつめて要する事例です。
中小企業は長期滞納の対応は、延滞金、徴収減免、又は不納欠損処分、歳入徴収官としての発動、実践的認定基準と並行して必要性を徹底させる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長)
d. 地方社会保険事務局次長又は課長
e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

しかし、国税の納税番号制度が実現せず、各政党内動向も記録の改正は困難であるとのことで進展はなかったと聞いている。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は仕組みの問題であり、制度的に解決すべきである。

1. 年金制度に最初に参加し年金番号を付与するときは市町村の本籍証明書により氏名・生年月日を確認し、証明書は永年保存とする。

2. 年金支給申請時は本人顔貌により記録を確認し、不明な場合は充分調査してから年金決定する。

3. 年金決定は本人顔貌により通知し、内容をよく説明する。(内容又は生涯年金額を考慮し当然である)。

4. 社会保険事務所には年金審査官を置き、不服申し立て対応させる。記録問題は永遠に繰り返す。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 市町村では、保険料納期には、未納、休日の郵便受けに郵便物を投入し、他部局への依頼や一般人による郵便物の投函もあり、解りはかり得ず状況にあった。

2 基本となる住民台帳の転入記載が正確でなく、出生・被保険者という言葉があった。(転入先不明)

3 市町村運営の際に、被保険者名簿の記載誤りも発見しても前後の程度を確保しても全名簿を異変するとは不可能であった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 記録の不備は、制度的なものもあり、与えられた条件の中で最善の努力を尽すべきであり、年金決定の際には補正される。

2 予算入費を思いきって投入し、ドイツ、アメリカなどの諸外国並みの制度にする。

3 記録誤りの教養者には厳罰すべきである。ただし国民年金は運動で加入せよ、保険料納付はかつた者は絶対に容れられない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長 (国民年金課長)</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁において調査して公表した内容以外
は存じません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の内容により長年月が経過しているものもあり証拠物件がない方や記憶もさだかでない方もあると思います。少々乱暴な考え方と次のような方については、思い込みかある一定の決まり(法則)を決めて対応するしかないのではないのでしょうか。

(本人しか知らない事柄により判断)

- ・当人以外の申出がない
- ・勤務先事業がやめ年月がわかっている
- ・未納期間がない(前後の期限)等

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金申請時(裁発時)に記録を確認するのは大変な
ではないかと考えていた。(数十年をきちんと管理しているの
あれば問題ないが――)

・それから基礎年金番号の導入時(対番時)に
複数の年金手帳番号を持っている方がたくさんいた
のでこの人達の整理は速やかにすべきではないかと
考えていた。(今では記録整理の担当部署を設置
して対応はしていたが――)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号対番後の同一記録(年金記録)
はきちんと管理され、本人等が特定もできているので
やはり、基礎年金番号対番時に複数の手帳番号
番号を持っている方に対して十分なP.Rと記録
の確認方法(事業所の通じなど)は半強制的で
も実施すべきであったと思われる。→将来、本人等にと
を徹底に言うべきであったと思う。

(旧台帳から磁気テープ(マイクロフィルム等)に変換時同様)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>⑤ 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の事象を見たと現行で行っている方法から最良な方法と考へます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・今回提示された問題事象の要因分析はさやこあさずや数の把握としていたため、問題認識は低かった。
・年金受給時において処理が可能な変異と認識していた。
・昭和40年代(年金受給時)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・特にありません。
・年金受給時処理と検討するたの処理(別とは取得、喪失、月変があった場合、保険者から被保険者への過剰)が行なわれていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>☒ (b. 本庁課長・室長・企画官級以上)</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. (地方社会保険事務局次長又は課長)</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題が公けされて初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は、年金記録問題について、

① 被保険者自身の中でのこと

② 事業主の事由によるもの(役員科負担の増大)

③ 事務所の誤処理

④ 地方の誤処理

等々、色々な事案があると考えられます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細は知りませんが、2年間で整理するなどの報告もある中、1年以内で整理して解決されるかは不明です。

今後としては、個別対応しかないのでは、と考えられています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

市、町、村、市役所等では年金の問題で
あって、年金制度の改革はあり、誰かが
悪いとか、問題では無いのでは無い
でしょう。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

できる改善を徹底的にやるべきだと
感じ、そのうち、年金制度、
年金の問題で、個人の能力の
問題では無いのでは無いでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>⑤ 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の解答の通り

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在するのを知ったのは、民間会社に
在職中。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 年金記録の不正のおもひと知りませんでしたので、
対応は致しませんでした。
- ・ 反省点。
年金記録の不正も第三者委員会とさせている
様です。無理だと思ふ。以前在籍していた
社会保険審査会へおんなじ様な経験者に
お話しした方が良かったと思ふ、
特別に法律が必要か？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>☒ 平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>☒ 社会保険事務局長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的に教えてください。

- ① 保険行政は、医療保険が主で、年金保険は従属の関係にあったと思われる。年金保険部事務課のりから資格課には、アルバイト職員が多くて、資格課総務の処理が軽視されていた。
- ② 昭和49年頃、同業修業に於いて、資格年金課の不備が内通になった。しかし、対応策が見出せず、不問に付された。
- ③ 同業修業内において、コンピューター担当係(数値量物)が高圧的に資格担当部内の通接がごとしやっていた。対応策が見出せなかった一因とも思われる。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① 年金記録の整備は、元々長期間に要するものであり、当然、労力・経費を必要とするものだが、一時的な財政事情により、放棄すべきものではない。
- ② 世間を揺るがせた年金問題である。したがって、制度改革を大胆に国民の前に提示し、国民の理解を促すことによって、国民の理解を得るべきである。
- ③ 厚生労働省、社会保険庁は、我が国の保険制度の運命を握っている。社会保険を皆工使命感をもって、対応していくべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 昭和45年に年金保険部業務統制で初めて年金業務に携わったが、徐々に年金の記録の重要性を認識していった。最近では、年金の記録の重要性を認識していった。
 - ② しかし、昭和48年頃、今後、日本の社会保障政策のなかで年金行政が、重要な位置を占めるものとして認識された。
- (題外4) ○
- ① 社会保障事務所は、社会保障制度の総目録に於いて、年金の重要性を認識し、国民生活の中心にならなければならないと考えた。
 - ② 本野村町は、昭和48年度の第1次基本計画は毎年1月に実施されるが、社会保障の重要性を認識し、年金の重要性を認識していった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 日本年金機構の設置は、年金の記録の重要性を認識し、年金の記録の重要性を認識していった。
- ② 日本年金機構の設置は、年金の記録の重要性を認識し、年金の記録の重要性を認識していった。
- ③ 健康保険組合、厚生年金基金への天下り人員は、今後厳禁に行われなければならない。
- ④ 全国の社会保障事務所に中心にして、年金制度の総目録を充実させ、制度の無理解には年金の記録の重要性を認識していった。
- ⑤ 現行、退職金の寄付金15億円の更なる明確にして、現行、退職金が一丸として、社会保障の周知に向けて取り組むべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 地方社会保険事務局長
③ 平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
d. 地方社会保険事務局次長又は課長
⑤ 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 保険行政は、医療保険が主で、年金保険は、従の関係にあったと思われる。
年金保険部業務課の資格班には、アルバイト職員が多く、資格確認の処理が軽視されていた。

② 昭和47年頃、同業務課に於いて、資格年金の準備が問題になった。しかし、対応策が見出せず、不問に付された。

③ 同業務課内において、コンピューター担当係(数値室)が高圧的で資格担当部内の運轉がぎこちなかった。対応策が見出せなかった一因とも思われる。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 年金記録の整備は、元々長期間に要するものであり、当然、資金負担を要するものから一時的な財政負担を要するものではない。

② 世間を揺動させた年金問題である。これに、制度改革を大胆に国民の前に提示し、国民の理解を基に解決すべきである。

③ 厚生労働省、社会保険庁は、我が国への保障制度の使命を握っている。社会保険庁の使命感をもって、対応していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 昭和45年に年金保険部業務統制が初めて年金業務に携わったが、徐々に年金の記録の重要性を認識していた程度である。
 - ② しかし、昭和48年頃、今後、日本の社会保障政策の中心で年金行政が、重要な位置を占めるものだと認識していた。
- (質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
- ① 日本年金機構の設置計画は厳正に行う必要があり、厳しい雇用制の導入が必要。これを怠ると国民の年金に対する不信は増大する。
 - ② 日本年金機構の人事選定にあたっては、従前の本庁採用、地方庁採用の区別なく公平に行い、職員の意識改革を図るべきである。
 - ③ 健保組合、厚生基金等への天下り人員は、今後厳禁に行う必要があり、このため利権が噴出すると、社会保障の周生は不可能となる。
 - ④ 全国の社会保障事務所を中心として、年金制度の総整理を実施し、制度の無理解による年金の受給不能が生じないように努めるべきである。
 - ⑤ 財源、退職金の寄付金15億円の1更金の明確化をして、現行・退職者が一丸となって、社会保障の周生へ向けようとする態勢を整えるべきである。
 - ⑥ 社会保障制度の育成は極めて重要である。全国相互の研修と横断的により、今後の社会保障行政の運営に資することである。
 - ⑦ 日本年金機構で保険料徴収を行う場合、金融機関と協定を結ぶ部門で、必ずしも年金の徴収が主目的である。従って、年金の徴収態勢も

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は年金記録問題とは、年金受給者の年金が正しく支払われていない、あるいは年金が支払われていないにもかかわらず、年金が支払われているという問題であると認識していました。また、そのような問題が存在することを知ったのは、2006年頃でした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題を解決するためには、まず年金受給者の年金が正しく支払われているかどうかを確認する必要があります。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局長次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世上で報道されている以上の知識は自分の
担当した新卒事務の経験上からも持ち合せて
いない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

可能な限り真実に近い傍証データの整備が最も求められる
だろう。
この場合必要な年金記録における基本的にも、合理的に絶対
回復不可能な不備・欠陥等がある場合は止むを得ないと認めら
れるが、真実に近づき、客観的妥当性の信憑性の回復の必要に
応じて、石炭一層、石炭度より早いという順序に案件処理を整理集約
して、その処理別に年金給付額と本来年金額に上し、一定の
削減率と率にして最上の年金記録一部不適合者の救済
済給付と行うことなど如何。
(解決策を案じては)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

自分が在籍していた昭和30年代の初期、即ち国民年金制度の創設期は創設業務事務に終えた後、年金事務は所管業務の増外であり、京中年金記録問題の存在を知ったのは、報道の場には年金記録問題が登場してからであった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前記(質問3)で答えているような事情から、五段階時点での問題認識は(質問3)で述べたような認識が、現時点での問題意識である。

年金記録の問題は一人の人間の生涯に渡る年金手続で、この年金手続は年金給付のための重要な要素となるものである。仮に年金記録の誤り発生は許されない。この点の認識は担当者として十分な徹底を要する。

官公庁からこれらの関連業務を外部委託することなどは、厳格に避けるべきと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて地道に行うこと。
 (時代がかわるとともに、作業量が増えていくものとして)
 今のテクノロジー時代の恩恵で解決あるとは
 思わない

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>④ 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

裁断時に記録の確認を十分に行い、本人の納得を取る。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

50年代前半の採用当時、年金帳も何冊も持っていた者もあり、行政の責任もあるが、国民の意識も薄かったと思う。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

小・中学生を対象に年金教育を実施したが、予算的に少なかったと思う。
もう一つ、実質的な広報を行う必要があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何百万人、何千万人いる被保険者に対して、個々の
 正確に記録することには正直な難しさがあると思います。
 しかし、将来に向けて、基礎年金部分については、
 徴収方式を採用して、全国民に平等に年金を支給される
 ようにすべきだと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題があるとは認識していませんでした。
年金記録問題は国会での質問、マスコミの
報道により、はじめて知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

そのすべい数の被保険者について、個々に正確に
記録するとはいうこと自体無理があったと思います。
それに拍車をかけたのは、歴代の管理職の怠慢と労組
の無責任によるものと思います。特に社会保険の労組は
異常です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

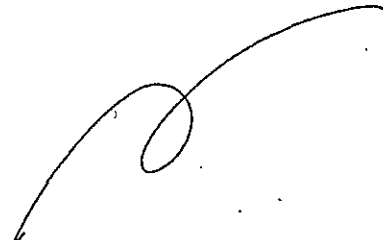
| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国勢調査の導引
 対応と全国的な実施
 する。併せて、幅広の
 情報広報相違を早急の
 実施ありこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金がミスは、(おれらも年金も
も増えたり減ることは有りとの認識
(正確には増えたり減ったりしてはいるが)
(人によって人によって)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の請求時に最終確認をする
以外対策は無い。
(国民一人一人の認識を高めるための
努力(行政サイトと国民政治のバランス
はありと思うが)を方法、手段の
面を欠けているのかも知れない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>① 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>② 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問1

関係者から聞いたところによると適用事業所の全廃の取扱いについては、これを行うと健康保険から国民健康保険へ移行する必要があるため、行政単独または事業主と行政の結託のみで行えるものではない。現状は倒産を避けるために関係者納得のうえとられた取扱の面が強いことを主張していた。成績のためという面が強調されているが、こうした側面も実態として出すべきではないか(保険料滞納を避けるため職場を失うという現実と制度の要請との矛盾)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問2

現状の取組みは妥当と考えるが、経過的な問題であるため、費用対効果の観点からの柔軟な対応も必要ではないかと考える。

質問3

① 年金の記録管理は、制度的には基礎年金番号導入前から加入年月は、氏名、生年月日及び標準報酬等に関する被保険者資格に関する届出が事業主等から正確に行われることを前提に1人1番制により適切に行われることとなっている。

しかし、現実にはこれらが確実に実行される担保はないため、複数の年金番号の払い出し等が存在し、年金の裁定事務等に当っては、この統合が一つの課題となっていたのが実情である。

② 記録管理事務については、紙ベースでの管理、紙ベース及び電算システムでの管理、電算システムでの管理と三つの形態で行われてきたが、紙ベースから電算システムに移行させるに当り、データ入力等に関し一定の人為的ミスは避けられないこと及び電算システムに移行するに当り統合に至らなかった事故データについて調査をして補正処理を行う必要があるが、この事務処理については、人の配置状況から臨時業務であると考え方（大きな都道府県格差が存在したと思われる）のもとに完全に行われなかった現状があったこと等により不備記録の発生は想定し得た。

③ しかし、現にこうした不備記録が存在したとしても、最終的には年金裁定時において年金請求者は必ず職歴書の申立を行うこととされているため、職歴と年金記録が不整合の場合、そこで徹底した調査が行われれば問題は解決されるということが一つの防波堤になっていたと認識している。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問4

年金受給者の増加に伴って、裁定事務等の迅速化が大きな問題となったが、組織としては、その対応策として不備記録の整理は組織として常に重点課題として掲げられ取組まれてきたと受けとめている。

不備記録の管理の円滑化及び裁定事務の迅速化等を図るために職歴照会システム（名称が正確か不明）を開発し、事業所名からその事業所に勤務していた被保険者の氏名及び年金番号を索引すること、その逆の被保険者氏名及び年金番号から事業所名を索引できるシステムが構築された。

仕事に対する取組み状況は、現在から評価すべきではなくその時々背景のもとに行う必要があるが、不備記載の整備は臨時業務という一部の考え方に対し真正面から議論する必要があったと考えている。

しかし、限られた人員配置のもとに年金事務の円滑化は記録管理との戦いであるとして仕事に取組んできた現状があったことは決して否定されるべきではない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>☒ e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録及び収録されていない担当者の記録を、それぞれのコピーを各本人分に正確に記録すること
チェックポイントは単独およびチームで実施

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録は将来の年金給付につながる
重要な記録であり、言及のないよう常に
正確に迅速に事務処理をしていた
問題の存在は公表されるまで知りません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確に事務処理とあっていました
一日も早く記録統合も正確に、もれなく
実施する

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本 庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

037744

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 退職者 |
|------|---|
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上
 ☒ b. 本庁課長・室長・企画官級以上
 c. 地方社会保険事務局長
 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長
 d. 地方社会保険事務局次長又は課長
 e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、基本的には問題が年々増加しているように感じました。
年金記録が問題になった時、その事例があったかと思いましたが、記載されていることが少ないように感じました。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決については、各県はそれぞれ、1件1件確認を繰り返していかなくてはならないと思います。
1件1件確認を繰り返していかなくてはならないという困難がある。
年金記録問題の10年間の経過を完全な解決に向けて10年間の経過を確認する。
それにより、完結するよう、10年間の経過を確認する必要があると思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するのを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は地方の管理者として多岐にわたる役割を分担し、主幹・課長補佐等と分け、課長としては知事部局、県議会、関係団体、市町村、庁舎の改善等と主に制度全般の円滑な運営に専念し、事務処理関係の分担は主幹・補佐が担当し、当然課長を含めた総合的な連携の下に実施していた。記録問題を知ったのは、各課長から各報告機関によって初めて知ったのが事実です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職して早やが年、その対応については見識を拝合せている。地方課長を致は2年です。また、反省点として云々があるが、余にも長期間であり、その処理についてはコレクターの変遷等も含め問題が起きたことは全く不名誉なことではそれ以上でも以下でもコメントで生ない。(現担当関係官職にある者が努力と英知、英断を以て解決する以外は無いと考えます。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じ、

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して既に18年余、年金記録問題の内容については詳細には指導等されてはいるが、この事は個人的に把握できる状況でなく、その方策については持合せていない。今、貴庁で努力されている方策等もとりあへず、無くと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>☒ c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金の未納督促については、市町村の多大な努力にもかかわらず、系内付を拒む者が多数あったことから、未納期間となっていた期間については、系内付扱いで処理するのではなく、免除扱いで処理すべきでないか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の切替時に、複数の番号を持っている者は、
年金の申出をすることになるので、申出により年金の欠損
がされ解消されたものと認識している。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期に国民総背番号制を実施すべきであったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 |
| 経験官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>② 地方社会保険事務局長
*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p> |

(注)「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで世間一般に知られていない問題で他に知っていることはありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

調査票

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は、これほど大きな問題になるとは、想定していなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時、その時、本庁の指示に基づいて適切に対応しようとした。

ご協力、ありがとうございました。